

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年2月15日提出
【計算期間】	第11特定期間（自 平成24年5月18日 至 平成24年11月19日）
【ファンド名】	メロン世界新興国ソブリン・ファンド （以下「当ファンド」といいます。また、愛称として「育ち盛り」という名称を用いることがあります。）
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 省吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館
【電話番号】	03（6756）4725
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンド「メロン世界新興国ソブリン・ファンド」は、「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、主として新興国が発行した現地通貨建ての国債等（主として、現地通貨建てとしますが、米ドル建ておよびユーロ建ての国債等も含まれます。）に投資することにより、安定的な収益確保を図るとともに、信託財産の中長期的に着実な成長を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）一般社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

<http://www.toushin.or.jp/>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産（ ） 資産複合

*追加型投信：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

*海外：

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

*債券：

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり （ ）
不動産投信	年6回 （隔月）	欧州		
	年12回 （毎月）	アジア オセアニア		
その他資産 （投資信託証券（債券））	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
資産複合 （ ）	その他 （ ）	アフリカ 中近東 （中東）		
	資産配分固定型 資産配分変更型	エマージン グ		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

* その他資産（投資信託証券（債券））：目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

* 年12回（毎月）：目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

* エマージング：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成

長国（地域）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

- * ファミリーファンド：目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く、）を投資対象として投資するものをいいます。
- * 為替ヘッジなし：目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

信託金限度額

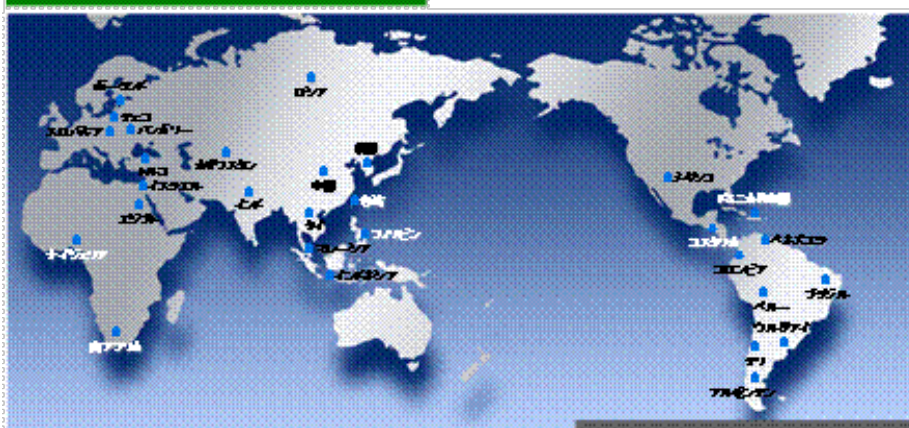
委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を上限として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

- a. 当ファンドの運用はファミリーファンド方式により、主として新興国が発行した国債等（主として、現地通貨建てとしますが、米ドル建ておよびユーロ建ての国債等も含まれます、）に、投資することにより、安定的な収益確保を図ると共に、中長期的に着実な成長を目指します。

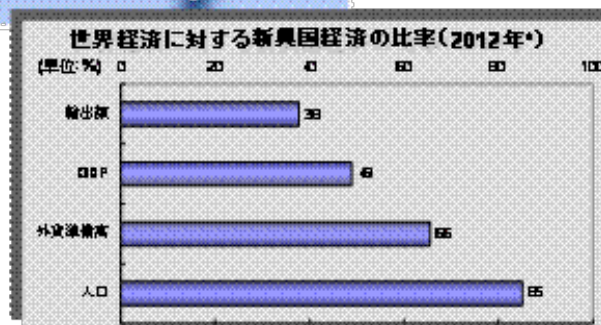
世界の中で重要な位置にある新興国

投資対象となっている新興国



新興国とは、米国、日本、西欧諸国などの先進国に対して、中南米、東南アジア、中東欧諸国などの経済成長が初期段階にあり、今後高い経済成長が期待される国・地域をいいます（エマージング・カントリーとも呼ばれています）。

現時点でも既に新興国経済が世界に占める比率は先進国に匹敵する水準にあります。今後の人口増加、国土面積の広さ及び豊富な資源のもと、その重要性は更に高まると予想されます。



出所：国際通貨基金(IMF)、MSCI、The Economistの推定値に基づく
*2012年12月末現在の推定値

(注意) 上記は新興国を説明する参考資料です。

上記に表記された新興国に投資することをお約束するものではありません。
また、上記以外の新興国も投資対象国に含まれます。

新興国ソブリン債投資の魅力

新興国ソブリン債は、債券からの相対的に高い利回りに加え、新興国の成長過程からも中長期的な収益機会が期待できる魅力的な資産クラスです。

- ・ 構造的な変化を経て発展した新興国債券市場
新興国市場は現在構造的な変化が進行しており、投資対象としての魅力が高まりつつあります。
- ・ 現地通貨建新興国債券市場の発展
従来、新興国ソブリン債投資においては、米ドル建ての債券に投資をするものとなってきましたが、現在、現地通貨建ての債券市場の発展が著しく、市場規模も米ドル建て債券市場の約3倍に達しており、今後さらなる拡大も期待されます。
- ・ 相対的に高い債券の利回りと新興国通貨からの為替による収益も享受
現地通貨建ての新興国ソブリン債の多くは、先進国のソブリン債よりも格付けが低い分、相対的に利回りが高い上、新興国通貨からの為替による収益も期待できます。
(その反面、先進国のソブリン債と比較してデフォルト（債務不履行）となるリスクが相対的に高いと言えます。)

外国為替相場の変動により、損失が生じることもあります。

ポートフォリオの構築にあたっては、同一国の債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額

の25%以下とするほか、現地通貨以外の通貨建ての債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の30%以下とすることを基本とします。

JPモルガンGBI-EM Diversified指数（円ベース）をベンチマークとします。

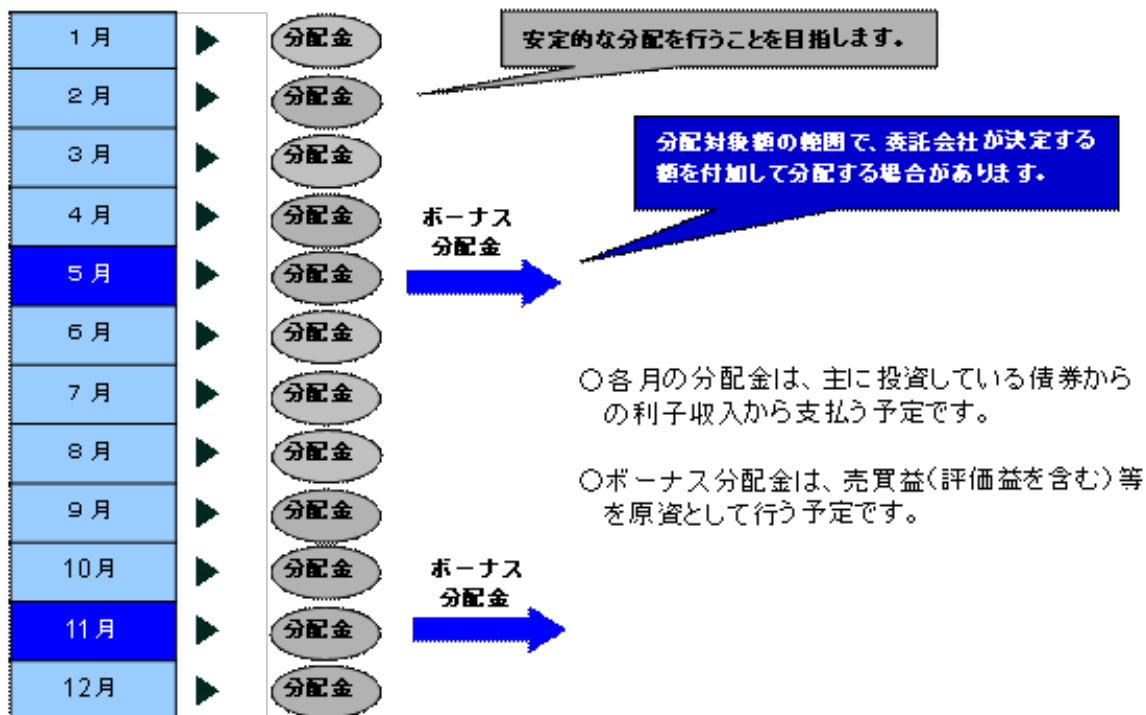
外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。

市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- b. 原則として、毎月17日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、安定的に収益の分配を行う予定です。また、別途、毎年5月および11月の決算時にはボーナス分配金として、分配対象額の範囲で、委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

毎月分配プラス、半年毎のボーナス分配の組み合わせ

【収益分配金受け取りのイメージ図】



※ 安定した分配を継続的に行うことを目標としますが、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。収益分配金が支払われない場合もあります。運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。

（注意）上記は収益分配のイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

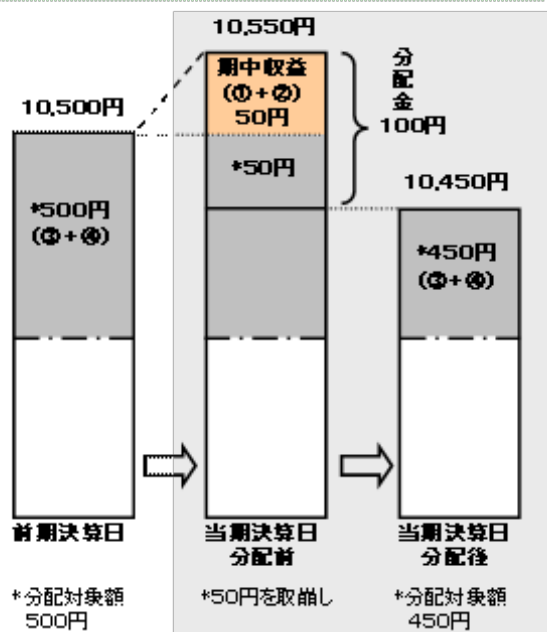


分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

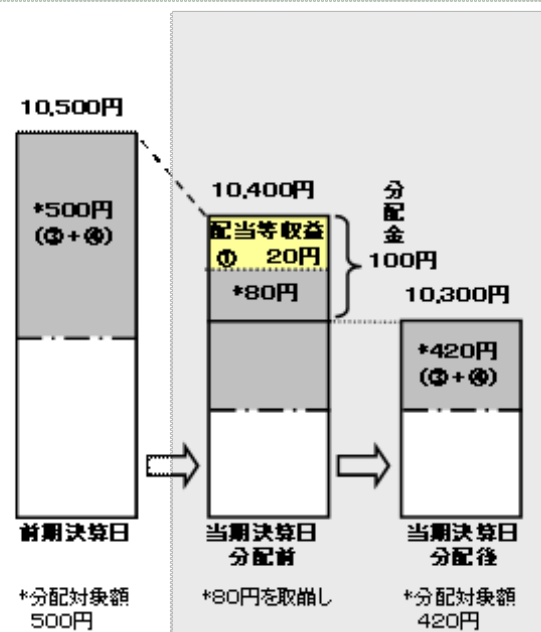
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算から基準価額が上昇した場合）



（前期決算から基準価額が下落した場合）



（注）分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに分配準備積立金および収益調整金です。

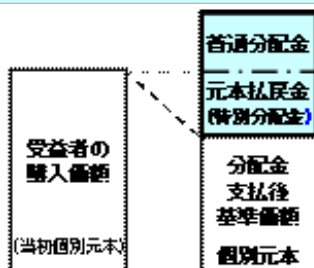
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

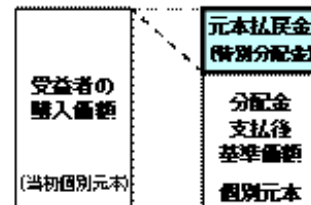
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、下記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い 個人、法人別の課税の取扱いについて」をご参照下さい。

c. 委託会社はマザーファンドの運用の指図に関する権限を、B N Yメロン・グループ*傘下の運用会社であるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに委託します。

* B N Yメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。以下同じ。



スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーは、1933年、大恐慌のさなかにボストンにて数人の創業者によって設立されました。当時は富裕層が非常に投資助言を必要としていた時期であり、同社は当初は緩やかに、後に急速に拡大し、2012年（平成24年）9月末現在で約1,036億米ドル（約8兆円、1米ドル＝77.60円で換算）以上の資産を受託しております。現在債券運用のみに注力する約90名の運用プロフェッショナルが在籍し、世界各国の機関投資家が主な顧客となっております。ボストンの他に、現在ではピッツバーグやサンフランシスコにも運用拠点を有しております。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションは、2007年7月1日に旧メロン・フィナンシャル・コーポレーションと旧バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニー・インクが合併してできた会社です。両社はともに米国の金融業草創期から100年以上にわたる歴史を持ち、資産運用、アセット・サービスにおいてそれぞれ高い評価を得ています。また1980年代以来、B N Yメロン・グループの資産運用部門は運用会社の設立および買収を通じて成長を続け、伝統的なパッシブ・マネジャーからヘッジファンドまでそれぞれ専門性を持った複数の運用会社を傘下に有しています。

格付け：スタンダード&プアーズ社 A +、ムーディーズ社 A a 3

資産運用部門：約1.36兆米ドル（約106兆円）（注）

資産管理部門：約27.9兆米ドル（約2,165兆円）（注）

（注）2012年（平成24年）9月末現在、1米ドル＝77.60円で換算。

（2）【ファンドの沿革】

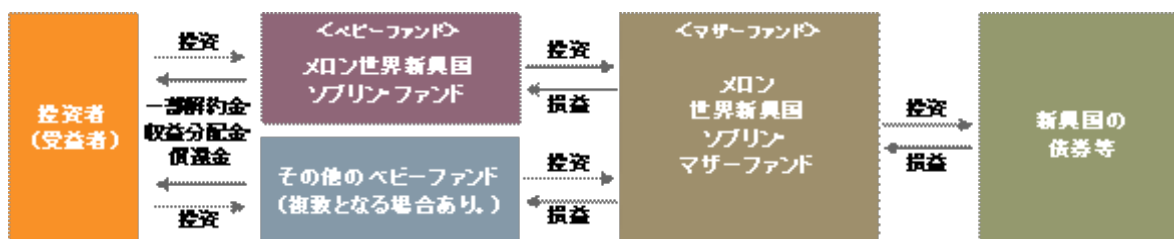
平成19年 5月31日 ファンドの信託契約締結、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（メロン世界新興国ソブリン・ファンド）とし、その資金をマザーファンド（メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。

ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。

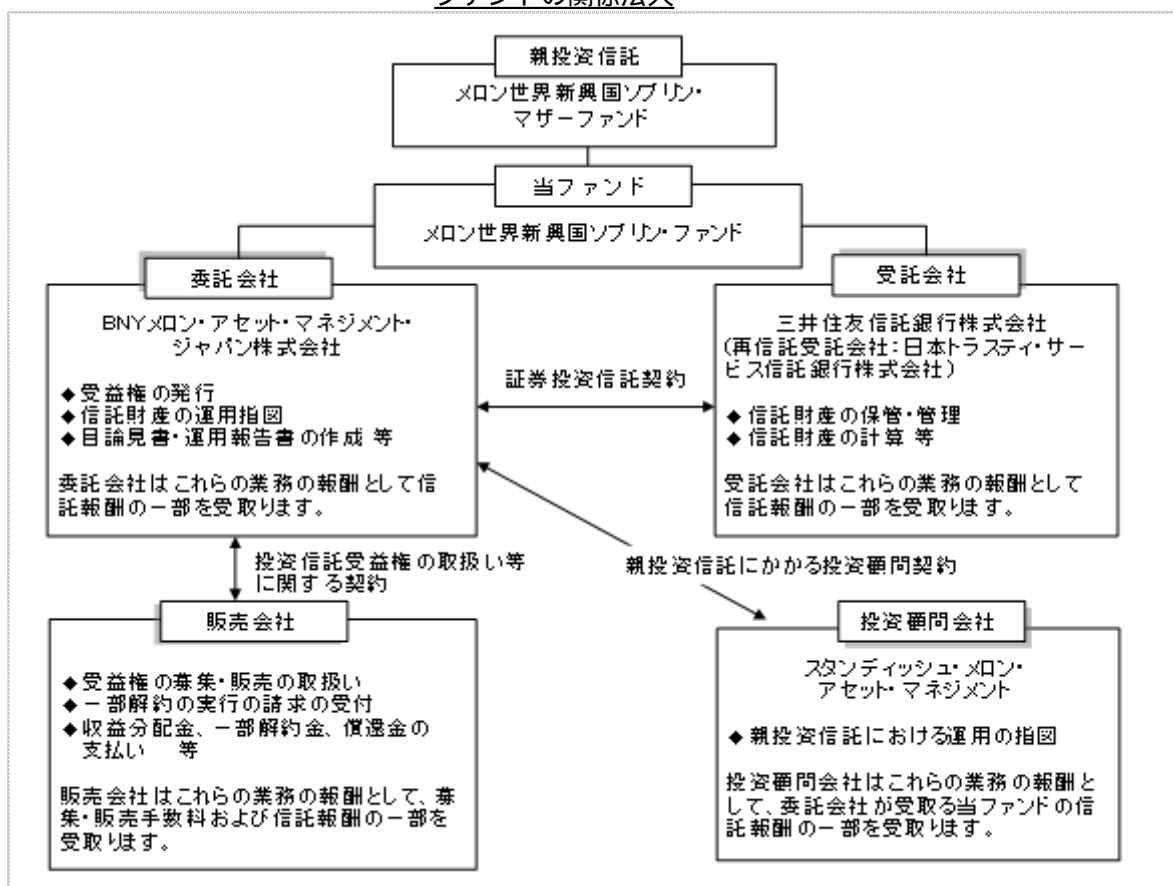


ファンドの関係法人

当ファンドの関係法人とその名称、関係業務および運営の仕組みは、次のとおりです。

- a. B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「委託会社」）
当ファンドの委託会社として、当ファンドの受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- b. スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（「投資顧問会社」）（以下、スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントといたします。）
委託会社から運用の委託を受けて、当ファンドのマザーファンドにおける運用の指図を行います。
- c. 販売会社
当ファンドの販売会社として、当ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い等を行います。
- d. 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
当ファンドの受託会社として、当ファンドの信託財産の保管・管理、信託財産に関する計算等を行います。

ファンドの関係法人



委託会社の概況

- a. 名称
B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
- b. 本店の所在の場所
東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
- c. 資本金の額（平成25年1月末現在）
7億9,500万円
- d. 委託会社の沿革

平成10年11月 6日	ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
平成10年11月30日	投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号
平成11年12月 9日	投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号
平成12年 1月 1日	会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更
平成12年 5月18日	証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号
平成13年10月 1日	会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更
平成19年 9月30日	金融商品取引法の規定に基づく登録 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第406号
平成19年11月 1日	会社名をB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

e. 大株主の状況（平成25年1月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
B N Yメロン・インベストメント・マネジメント（アジア・パシフィック）ホールディングス・リミテッド	英国 EC4V 4LA ロンドン、クィーンビクトリアストリート 160、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・センター	15,900株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行うことを基本とします。

運用方法

a. 投資対象

「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

b. 投資態度

1. マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資します。
2. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
3. JPモルガンGBI-EM Diversified指数（円ベース）をベンチマークとします。
4. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
5. 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<参考情報> マザーファンドの投資方針

投資方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

新興国が発行した現地通貨建ての国債等を主要投資対象とします。

b. 投資態度

1. 主として現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資します。
2. ポートフォリオの構築にあたっては、同一国の債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の25%以下とするほか、現地通貨以外の通貨建ての債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の30%以下とすることを基本とします。
3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
4. JPモルガンGBI-EM Diversified指数（円ベース）をベンチマークとします。
5. 運用にあたっては、スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに、運用の指図に関する権限を委託します。
6. 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に規定するものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託であるマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券

3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め、以下総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りま。
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。有価証券にかかるものに限りま。
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

金融商品による例外的な運用指図

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報> マザーファンドの投資対象

投資対象とする資産の種類

マザーファンドにおける投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産

- イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、マザーファンドの信託約款に規定するものに限り、）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
 - 2．国債証券
 - 3．地方債証券
 - 4．特別の法律により法人の発行する債券
 - 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め、以下総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限り、）
 - 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10．コマーシャル・ペーパー
 - 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1．から11．までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り、）
 - 17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
 - 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22．外国の者に対する権利で上記21．の有価証券の性質を有するもの
- なお、1．の証券または証書、12．ならびに17．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券および12．ならびに17．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．および14．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

金融商品による例外的な運用指図

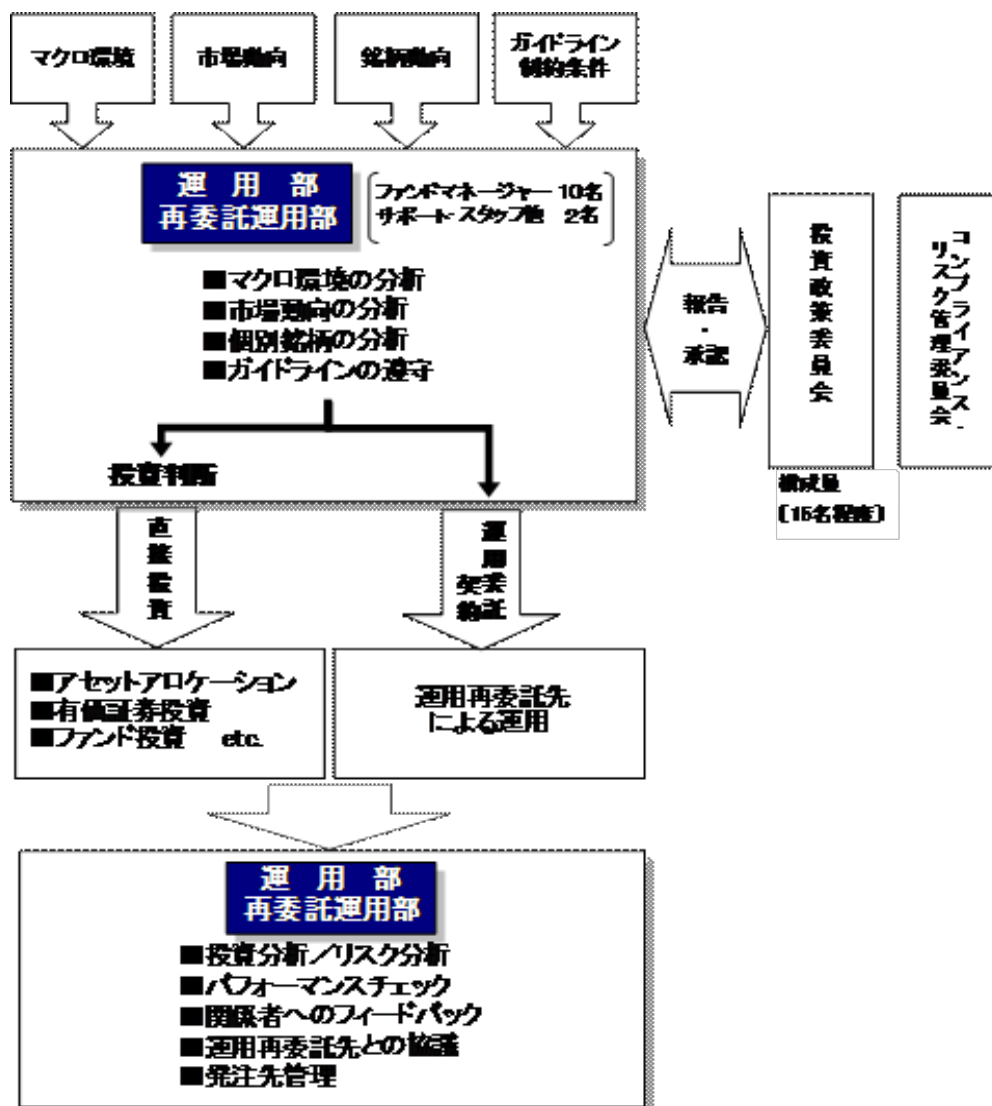
上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制

- ・ 原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、運用委託契約、ファンドの投資基本方針、投資対象および投資制限に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
- ・ 同委員会では、併せて運用にかかる法令および運用ガイドライン等の遵守・違反発生状況、改善後の状況等がコンプライアンス・オフィサーより報告され、必要に応じて関係部署に対し改善指示を行います。

(下記「3 投資リスク」の「(2) リスク管理体制」と併せてご参照ください。)



- a. 運用部および再委託運用部では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行い、また、運用再委託先の評価を行います。
- b. 投資信託に対する投資を行う場合は、ポートフォリオ全体から見た投資の適切性および投資信託の相対的な優位性等を検討した上で、これを実施します。
- c. 投資および運用再委託先の運用モニタリングにおいて、運用ガイドラインの遵守状況、また、これに定められた制約条件に沿った運用が確行されていることを確認します。
- d. 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し付議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、

報告事項として投資政策委員会で報告されます。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告されます。

- e. 運用部および再委託運用部では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、評価レポートの作成、運用再委託先との協議および発注状況の管理等を実施します。
- f. 運用再委託先または必要に応じてファンドの運用者に対するデューディリジェンスを定期的に行います。

社内規程

以下の規程等に基づき運営しております。

- ・「投資政策委員会」運営規程
- ・コンプライアンス・リスク管理委員会規程
- ・ファンド・マネージャーサービス規程
- ・運用の再委託等についての規程
- ・投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使に関する規程

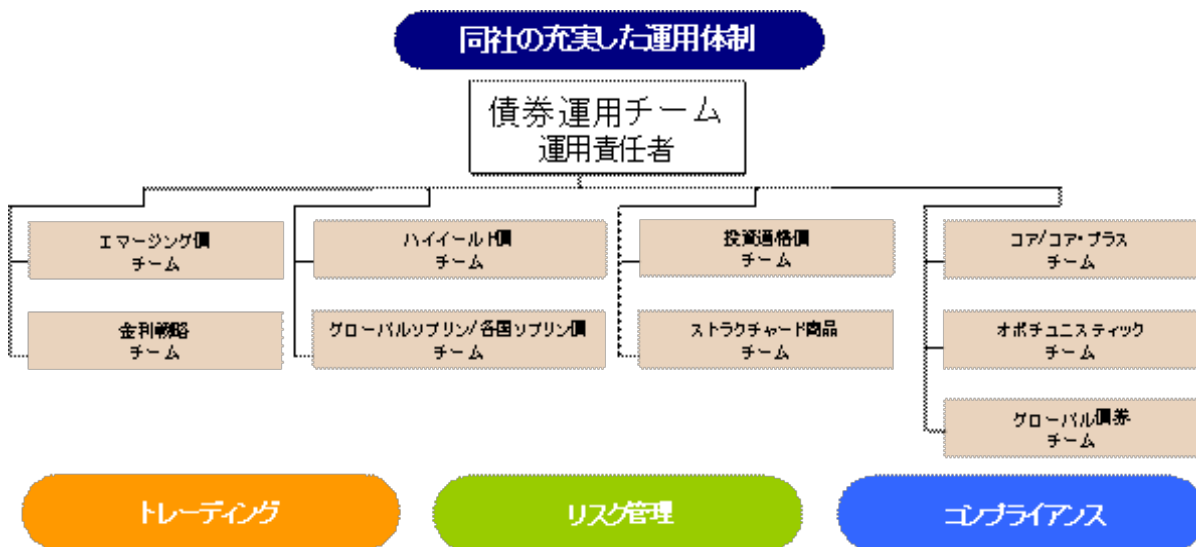
受託銀行に関する管理体制について

信託財産の管理業務の遂行能力として、受託銀行の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証し、定期的な資産残高照合等を通じて業務が適切に遂行されているかの確認を行います。また、内部統制報告書を定期的に入手し、報告を受けています。

（注）上記の運用体制は平成25年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントの運用体制

当ファンドの実質的運用はマザーファンドにて行います。そのマザーファンドの運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント」が行います。



※各セクター毎に専任のポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストを中心としたチームで運用を行っています。

出所：スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント

（注）上記の運用体制は平成24年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（4）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎月17日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、主として経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益の範囲内で（売買益（評価損益を含みます。）等を加えた額とすることもあります。）安定的に収益の分配を行います。また、毎年5月および11月の決算時には利子・配当等収益に売買益（評価損益を含みます。）等を加えた額から収益の分配を行います。
- b. 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 上記 a. におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金は、決算日において振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

「自動継続投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税金を差引いた後、決算日の翌営業日に、無手数料で自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。

(5) 【投資制限】

当ファンドの信託約款に定める投資制限

- a. 株式等への投資割合
- 委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。
- b. 投資する株式等の範囲
1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 2. 上記1.の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。
- c. 投資信託証券への投資割合
- 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

e. 同一銘柄への投資割合

1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる指図をしません。

信託約款上のその他の投資制限

a. 信用取引の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

b. 先物取引等の運用指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イならびに第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロならびに第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハならびに第4号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

c. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

d. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引（直物為替先渡取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

e. 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

f. 公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

g. 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
2. 上記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。

h. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

i. 外国為替予約取引の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の額とマザーファンドの信

託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額およびマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額のうち信託財産に属するとみなした額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- j. 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図
委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- k. 再投資の指図
委託会社は、上記 j. の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- l. 資金の借入れ
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中より支払います。
- m. 受託会社による資金の立替え
 1. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

その他法令上の投資制限

- a. 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。（金融商品取引業等に関する内閣府令）
- b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。（投資信託及び投資法人に関する法律）

<参考情報> マザーファンドの投資制限

マザーファンドの信託約款に定める投資制限

- a. 株式等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記1.の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

c. 投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

e. 同一銘柄への投資割合

1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる指図をしません。

信託約款上のその他の投資制限

a. 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

b. 先物取引等の運用指図・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イならびに第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロならびに第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハならびに第4号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

c. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

d. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リス

- クを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引（直物為替先渡取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- e. 有価証券の貸付の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 2. 上記1. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- f. 公社債の空売りの指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- g. 公社債の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
 2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。
- h. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- i. 外国為替予約取引の指図
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- j. 有価証券の売却等の指図
- 委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- k. 再投資の指図
- 委託会社は、上記 j. の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- l. 受託会社による資金の立替え
1. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社

の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクおよび留意点

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の債券への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き（外貨建資産には為替変動もあります。）により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。また、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。

価格変動リスク

債券・株式（先物取引を含みます。）の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、債券・株式の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

当ファンドが主として実質的に投資する新興国の債券市場は、欧米等の先進国の債券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

金利変動リスク

債券等は、市場金利の変動により価格が変動します。一般に金利低下時には価格が上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行の条件等により異なります。

信用リスク

債券・株式等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体に経営不安、デフォルト（利払い・元本返済の不履行または遅延等）が生じた場合、またはそれらが予想される場合には、債券・株式等の価格が下落するリスクがあります。当ファンドおよびマザーファンドではソブリン債以外の債券にも投資を行う可能性があります。その場合、ソブリン債に投資するより、信用リスクが大きくなる場合もあります。価格がゼロになることもあります。

新興国への投資に伴うリスク

新興国の債券への投資については、新興国における政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、証券市場、情報開示制度、会計基準、法制度等の未整備、監督当局による監督体制の未成熟、外国への送金規制、為替レートの高い変動率等に伴い、運用上予期しない制約を受けるなどのリスクが想定されます。また、通貨危機に直面した場合には、新興国における急激な金利上昇、債券価格の暴落、発行体のデフォルト等のリスクが高くなります。また、金融市場や政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国より大きいことがあり、また政府当局が様々な規制を一方的に導入することがあります。それらの国における有価証券・通貨市場は、規模が小さく流動性が低い場合があり、その結果それらの市場において取引される有価証券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。

税制においても、先進国の税制と異なる場合があります。また、一方的に変更されたり、新たな税制が適用されることもあります。

上記のような要因が、信託財産の価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。特に、新興市場の銘柄は、一般的に流動性が低く、価格変動も高い傾向があります。

為替変動リスク

為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。一般に当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。当ファンドおよびマザーファンドは為替ヘッジを行いませんので、為替変動により、信託財産の価値が大きく変動することがあります。

受益者の解約・追加による資金流出入に伴うリスク

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他のファンドが設定されている場合には、当該ファンドの解約・追加により同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

ブローカーの信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドの資産のなかで、取引の証拠金やプレミアム等を表す現金またはその他の資産は、先物ブローカーで保管されることがあります。当ファンドおよびマザーファンドの資産の全部または一部が保管されているブローカーの債務不履行によって、当ファンドおよびマザーファンドの資産の一部または相当の額が失われることがあります。

当ファンド以外の投資運用を行うことによるリスク

投資顧問会社および委託会社は、当ファンドおよびマザーファンド以外にも金銭信託または他の投資信託等の運用を担っており、当該金銭信託または他の投資信託で行う売買ならびに先物取引等が、その結果として当ファンドの利益に反することがあります。

その他の留意点

< 当ファンドの資産規模にかかる留意点 >

当ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

< 収益配分方針にかかる留意点 >

- ・ 計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款（運用の基本方針）に定める収益配分方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配が行われぬこともあります。
- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ・ 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

< 受託会社の信用力にかかる留意点 >

受託会社の格付け低下、その他の事由によりその信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削除される可能性があり、為替取引ができなくなる可能性があります。さらに、その場合には為替取引に関して適用される契約の条項にしたがい、すでに締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

< クーリング・オフについて >

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

< 法令・税制・会計制度等の変更の可能性 >

日本およびその他の投資対象国の法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。

< ファミリーファンド方式にかかる留意点 >

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のペーパーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

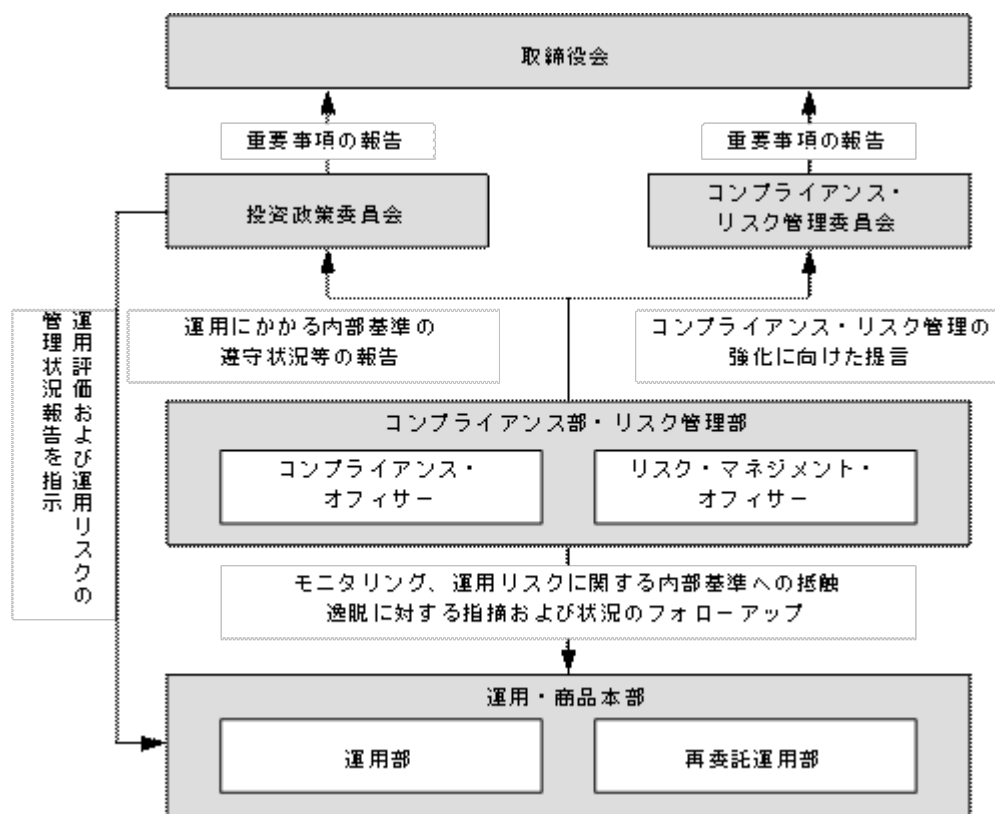
(2) リスク管理体制

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門における日々のモニタリングに加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

投資政策委員会 (原則毎月2回開催)	ファンドの運用計画案の審議、運用実績の評価、運用に関する法令および内部規則の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行っています。
-----------------------	--

コンプライアンス・ リスク管理委員会 （原則毎月1回開催）	コンプライアンスおよびリスク管理にかかる審議・決定を行い、委託会社の法令遵守・リスク管理として必要な内部管理体制を確保します。
コンプライアンス・ オフィサー	コンプライアンスの観点から、各部署の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
リスク・マネジメント・ オフィサー	運用リスクを含む、各種リスク要因の認識、評価、統制、残存リスクの把握を行い、リスクの軽減・管理に努めます。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



（注）上記の管理体制は平成25年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）投資顧問会社（スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント）のリスク管理体制

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントのリスク管理体制

運用商品や運用プロセス、手数料など管理対象ごとにコミッティを設置し、運用・オペレーション・トレーディングの関係者のほか、監査・リスク管理グループおよびコンプライアンスが四半期ごとに同席して委員会を開催しています。

リスク・マネジメント・グループによるサポート

また、リスク管理の専任部署であるリスク・マネジメント・グループが社内の関連部署と連携しながら、運用チームに対して下記のサポートを行います。

- ・社内および外部システムに基づくリスク・モニタリング
- ・新しいリスクフレームワークの開発・維持
- ・自社とサードパーティーの分析システムの管理

（注）上記の管理体制は平成24年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

3.675%（税抜 3.5%）を上限として販売会社が定める申込手数料率^{*}を、取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

^{*} 当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

取扱コースおよび申込手数料は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

販売会社によって、申込手数料の優遇措置を設けていることがあります。（当該取扱いの可否および内容については、お申込みの販売会社までお問い合わせください。）

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の173.25（税抜 年10,000分の165）の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分は、以下のとおりです。

純資産総額	信託報酬合計	委託会社	販売会社	受託会社
250億円未満の部分	年1.7325% (税抜1.65%)	年0.8925% (税抜0.85%)	年0.7875% (税抜0.75%)	年0.0525% (税抜0.05%)
250億円以上 500億円未満の部分		年0.8400% (税抜0.80%)	年0.8400% (税抜0.80%)	
500億円以上の部分		年0.7350% (税抜0.70%)	年0.9450% (税抜0.90%)	

委託会社の受取る報酬には、「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」において運用の指図権限を委託しているスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントへの投資顧問報酬が含まれます。その報酬額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。ただし、年間最低報酬額は別に定めます。

マザーファンドの純資産総額	率
50億円以下の部分	年0.3750%
50億円超100億円以下の部分	年0.35625%
100億円超の部分	年0.3375%

（4）【その他の手数料等】

- ・当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用および当ファンドの借入金利息。
- ・外貨建資産の保管費用。
- ・信託財産に関する租税および信託事務の処理等に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息。
- ・信託財産の財務諸表の監査にかかる費用（消費税等相当額を含みます。）は、委託会社が当該費用にかかる金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、計算期間を通じて毎日、一定率または一定金額にて計上するものとします。
- ・委託会社による信託財産の管理、運営にかかる費用（目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに

公告費用等を含みます。)は、信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額を上限として、計算期間を通じて、当該費用にかかる消費税等に相当する金額とともに、毎日計上するものとします。

- ・上記の監査費用および運営にかかる費用とその消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

個別元本について

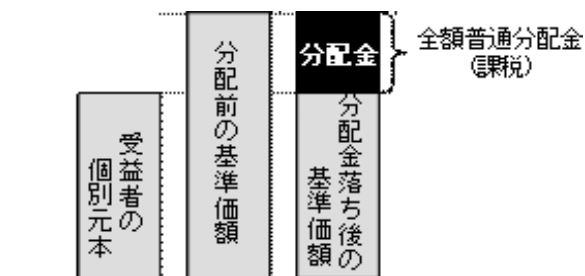
- 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

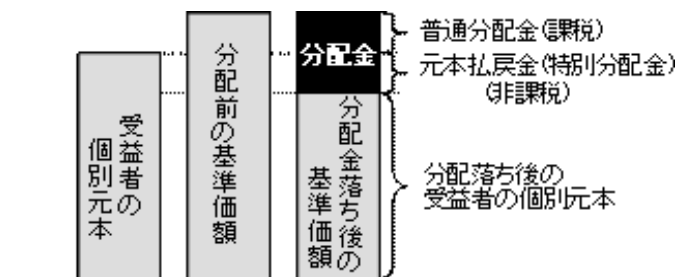
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。



個人、法人別の課税の取扱いについて

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

- 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。な

お、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

上記1.および2.の10.147%の税率は、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

b. 法人の受益者に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
- ・ 上記7.147%の税率は、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率となる予定です。
- ・ 益金不算入制度は適用されません。

（注）「課税上の取扱い」の内容は平成25年1月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成24年12月28日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	34,887,944,494	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		12,816,858	0.04
合計（純資産総額）		34,875,127,636	100.00

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

<参考情報>メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

（平成24年12月28日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	ペルー	6,040,833,546	16.83
	南アフリカ	5,535,501,169	15.43
	トルコ	4,805,973,165	13.39
	ブラジル	3,981,404,201	11.09
	コロンビア	3,742,923,002	10.43
	メキシコ	2,766,047,870	7.71
	ハンガリー	1,996,603,924	5.56
	ナイジェリア	1,960,405,557	5.46
	フィリピン	809,385,450	2.26
	ポーランド	688,971,962	1.92
	ウルグアイ	174,307,734	0.49
		小計	32,502,357,580
社債券	ルクセンブルク	2,114,058,112	5.89
	アイルランド	313,404,000	0.87
	小計	2,427,462,112	6.76
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		956,620,860	2.67
合計（純資産総額）		35,886,440,552	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成24年12月28日現在)

順位	銘柄名	国/ 地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	30,135,565,772	1.1181	33,694,576,090	1.1577	34,887,944,494	100.04

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

(平成24年12月28日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。(平成24年12月28日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(平成24年12月28日現在)

<参考情報>メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド
投資有価証券の主要銘柄

(平成24年12月28日現在)

銘柄名	利率 (%)	償還期限	国/ 地域	種類	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
12%COLOMBIA REP	12	2015/10/22	コロンビア	国債証券	49,365,000,000	6.06	2,993,197,410	5.96	2,944,414,917	8.20
10.5% SAGB 12/21/2026	10.5	2026/12/21	南アフリカ	国債証券	216,985,000	1,211.32	2,628,398,875	1,313.14	2,849,334,011	7.94
13.5% SAGB 09/15/2015	13.5	2015/9/15	南アフリカ	国債証券	218,415,000	1,233.67	2,694,529,722	1,229.84	2,686,167,158	7.49
10% BRAZIL NTN-F	10	2017/1/1	ブラジル	国債証券	5,715,000	44,328.46	2,533,372,014	46,560.37	2,660,925,444	7.41
8.2% PERUGB 08/12/2026	8.2	2026/8/12	ペルー	国債証券	51,325,000	4,227.55	2,169,795,016	4,769.61	2,448,002,871	6.82
8.6% PERUGB 08/12/2017	8.6	2017/8/12	ペルー	国債証券	47,015,000	4,065.13	1,911,221,245	4,201.78	1,975,470,675	5.50
11% TURKEY GOVT BO 8/14	11	2014/8/6	トルコ	国債証券	36,255,000	5,052.29	1,831,711,043	5,210.52	1,889,076,201	5.26
7.5% OJSC RUSS AGRI 3/13	7.5	2013/3/25	ルクセンブルク	社債証券	610,300,000	287.20	1,752,787,092	286.82	1,750,475,032	4.88
9.91% PERUGB 05/05/2015	9.91	2015/5/5	ペルー	国債証券	41,025,000	3,974.25	1,630,436,883	3,942.37	1,617,360,000	4.51
10% TURKEY GOVT BO 12/13	10	2013/12/4	トルコ	国債証券	21,900,000	4,947.82	1,083,573,149	5,026.68	1,100,843,358	3.07
10% BRAZIL NTN-F 21/01	10	2021/1/1	ブラジル	国債証券	2,136,000	43,380.45	926,606,463	46,606.97	995,524,905	2.77
10% TURKEY GOVT BO 6/15	10	2015/6/17	トルコ	国債証券	17,400,000	4,944.43	860,331,864	5,259.87	915,218,006	2.55
10.5% TURKEY GOVT B01/20	10.5	2020/1/15	トルコ	国債証券	15,200,000	5,486.29	833,916,384	5,926.55	900,835,600	2.51
7.5% HGB 11/12/2020	7.5	2020/11/12	ハンガリー	国債証券	2,050,460,000	37.38	766,479,745	43.25	886,848,202	2.47
16% NIGERIA T-BONO 6/19	16	2019/6/29	ナイジェリア	国債証券	1,356,030,000	62.93	853,472,577	64.73	877,826,020	2.45
6.25% PHILIPPINES 1/36	6.25	2036/1/14	フィリピン	国債証券	321,000,000	226.12	725,873,127	252.14	809,385,450	2.26
5.75% POLGB 09/22	5.75	2022/9/23	ポーランド	国債証券	20,830,000	2,872.49	598,340,687	3,307.59	688,971,962	1.92
7% HUNGARY GOVT 6/22	7	2022/6/24	ハンガリー	国債証券	1,515,350,000	35.81	542,673,991	42.20	639,528,644	1.78
10% MBONO 12/05/2024	10	2024/12/5	メキシコ	国債証券	67,500,000	937.32	632,696,406	933.64	630,208,746	1.76
8.5% MBONO 05/31/2029	8.5	2029/5/31	メキシコ	国債証券	66,680,000	763.64	509,200,686	837.95	558,749,573	1.56

9.85% COLOMBIA REP	9.85	2027/6/28	コロンビア	国債証券	6,750,000,000	7.03	474,994,800	7.67	517,816,800	1.44
16.39%NIGERIA T-BONO1/22	16.39	2022/1/27	ナイジェリア	国債証券	749,690,000	66.82	501,017,563	68.36	512,525,568	1.43
6% HUNGARY GOVT 11/23	6	2023/11/24	ハンガリー	国債証券	1,202,170,000	32.43	389,981,110	39.11	470,227,078	1.31
10% MEXICAN BONOS 11/36	10	2036/11/20	メキシコ	国債証券	46,600,000	852.89	397,448,091	962.91	448,717,869	1.25
15.1% NIGERIA BONO 4/17	15.1	2017/4/27	ナイジェリア	国債証券	735,405,000	59.50	437,638,810	60.90	447,872,676	1.25
8.5%MEXICAN BONO11/18/38	8.5	2038/11/18	メキシコ	国債証券	51,870,000	747.45	387,706,227	844.23	437,903,781	1.22
8.625% OJSC RUSS AG 2/17	8.625	2017/2/17	ルクセンブルク	社債券	124,200,000	287.35	356,899,567	292.74	363,583,080	1.01
9.5% MBONO 12/18/2014	9.5	2014/12/18	メキシコ	国債証券	48,883,000	740.90	362,174,882	727.03	355,395,705	0.99
7.75% MEXICAN BONOS 5/31	7.75	2031/5/29	メキシコ	国債証券	42,980,000	723.42	310,929,440	779.60	335,072,196	0.93
8.3% RZD CAPITAL LT 4/19	8.3	2019/4/2	アイルランド	社債券	105,000,000	280.82	294,870,975	298.48	313,404,000	0.87

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（平成24年12月28日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	90.57
社債券	6.76
合計	97.33

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。（平成24年12月28日現在）

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。（平成24年12月28日現在）

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）		
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1 特定 期間	1期末	(平成19年 7月17日)	22,329,674,869	22,462,827,049	1.0062	1.0122
	2期末	(平成19年 8月17日)	24,183,970,718	24,351,454,610	0.8664	0.8724
	3期末	(平成19年 9月18日)	29,781,876,346	29,976,209,600	0.9195	0.9255
	4期末	(平成19年10月17日)	35,290,143,403	35,507,939,937	0.9722	0.9782
	5期末	(平成19年11月19日)	37,049,865,533	37,287,079,399	0.9371	0.9431
第2 特定 期間	6期末	(平成19年12月17日)	41,526,817,761	41,790,693,301	0.9442	0.9502
	7期末	(平成20年 1月17日)	42,328,888,783	42,610,522,346	0.9018	0.9078
	8期末	(平成20年 2月18日)	45,178,978,947	45,476,902,155	0.9099	0.9159
	9期末	(平成20年 3月17日)	44,214,175,328	44,530,655,080	0.8382	0.8442
	10期末	(平成20年 4月17日)	51,917,035,088	52,268,465,784	0.8864	0.8924
第3 特定 期間	11期末	(平成20年 5月19日)	61,218,480,736	61,626,677,130	0.8982	0.9042
	12期末	(平成20年 6月17日)	64,675,486,066	65,036,616,271	0.8955	0.9005
	13期末	(平成20年 7月17日)	65,395,008,297	65,746,281,664	0.9054	0.9103
	14期末	(平成20年 8月18日)	66,782,649,839	67,146,252,061	0.9183	0.9233
	15期末	(平成20年 9月17日)	62,139,465,062	62,506,239,257	0.8471	0.8521
	16期末	(平成20年10月17日)	50,746,148,135	51,107,591,214	0.7020	0.7070
	17期末	(平成20年11月17日)	45,416,916,227	45,772,465,676	0.6387	0.6437

第4 特定 期間	18期末	(平成20年12月17日)	44,388,192,023	44,740,816,825	0.6294	0.6344
	19期末	(平成21年1月19日)	44,476,539,333	44,827,235,537	0.6341	0.6391
	20期末	(平成21年2月17日)	41,250,526,231	41,593,181,673	0.6019	0.6069
	21期末	(平成21年3月17日)	43,845,097,769	44,112,545,223	0.6558	0.6598
	22期末	(平成21年4月17日)	46,010,971,465	46,270,214,727	0.7099	0.7139
第5 特定 期間	23期末	(平成21年5月18日)	44,090,653,904	44,346,008,945	0.6907	0.6947
	24期末	(平成21年6月17日)	44,722,583,369	44,971,751,686	0.7179	0.7219
	25期末	(平成21年7月17日)	43,501,304,349	43,744,360,582	0.7159	0.7199
	26期末	(平成21年8月17日)	44,138,879,624	44,377,187,965	0.7409	0.7449
	27期末	(平成21年9月17日)	42,272,076,912	42,501,665,509	0.7365	0.7405
第6 特定 期間	28期末	(平成21年10月19日)	40,321,957,485	40,563,398,187	0.7515	0.7560
	29期末	(平成21年11月17日)	41,300,713,884	41,550,463,603	0.7442	0.7487
	30期末	(平成21年12月17日)	43,885,332,759	44,155,283,396	0.7316	0.7361
	31期末	(平成22年1月18日)	47,534,612,744	47,819,695,908	0.7503	0.7548
	32期末	(平成22年2月17日)	47,600,641,025	47,928,514,483	0.7259	0.7309
第7 特定 期間	33期末	(平成22年3月17日)	52,232,076,237	52,580,380,843	0.7498	0.7548
	34期末	(平成22年4月19日)	58,339,379,122	58,716,414,037	0.7737	0.7787
	35期末	(平成22年5月17日)	57,455,087,524	57,844,297,250	0.7381	0.7431
	36期末	(平成22年6月17日)	57,530,094,383	57,929,645,389	0.7199	0.7249
	37期末	(平成22年7月20日)	56,669,553,113	57,077,909,286	0.6939	0.6989
第8 特定 期間	38期末	(平成22年8月17日)	58,193,332,942	58,610,132,888	0.6981	0.7031
	39期末	(平成22年9月17日)	60,290,204,525	60,714,155,921	0.7111	0.7161
	40期末	(平成22年10月18日)	61,559,431,827	61,996,010,538	0.7050	0.7100
	41期末	(平成22年11月17日)	61,194,474,580	61,634,767,607	0.6949	0.6999
	42期末	(平成22年12月17日)	61,476,551,316	61,923,815,239	0.6873	0.6923
第9 特定 期間	43期末	(平成23年1月17日)	61,620,445,328	62,071,301,887	0.6834	0.6884
	44期末	(平成23年2月17日)	61,833,714,146	62,287,782,328	0.6809	0.6859
	45期末	(平成23年3月17日)	59,163,610,922	59,623,607,245	0.6431	0.6481
	46期末	(平成23年4月18日)	65,116,844,614	65,584,283,807	0.6965	0.7015
	47期末	(平成23年5月17日)	64,474,038,392	64,954,796,143	0.6705	0.6755
第10 特定 期間	48期末	(平成23年6月17日)	66,358,578,209	66,857,811,777	0.6646	0.6696
	49期末	(平成23年7月19日)	67,174,942,572	67,691,396,668	0.6503	0.6553
	50期末	(平成23年8月17日)	66,744,969,207	67,274,796,764	0.6299	0.6349
	51期末	(平成23年9月20日)	63,536,744,309	64,079,103,256	0.5857	0.5907
	52期末	(平成23年10月17日)	64,662,908,976	65,098,897,656	0.5933	0.5973
第11 特定 期間	53期末	(平成23年11月17日)	59,742,588,256	60,159,104,853	0.5737	0.5777
	54期末	(平成23年12月19日)	56,278,040,202	56,677,875,342	0.5630	0.5670
	55期末	(平成24年1月17日)	54,485,360,757	54,874,166,029	0.5605	0.5645
	56期末	(平成24年2月17日)	56,811,074,770	57,182,222,112	0.6123	0.6163
	57期末	(平成24年3月19日)	57,129,960,103	57,484,171,308	0.6452	0.6492
第12 特定 期間	58期末	(平成24年4月17日)	50,990,073,390	51,324,977,981	0.6090	0.6130
	59期末	(平成24年5月17日)	47,544,635,868	47,869,846,484	0.5848	0.5888
	60期末	(平成24年6月18日)	45,024,477,962	45,336,932,453	0.5764	0.5804
	61期末	(平成24年7月17日)	44,430,427,978	44,730,527,721	0.5922	0.5962
	62期末	(平成24年8月17日)	42,258,579,619	42,540,349,556	0.5999	0.6039
第13 特定 期間	63期末	(平成24年9月18日)	40,095,336,203	40,327,326,335	0.6049	0.6084
	64期末	(平成24年10月17日)	36,051,556,593	36,258,860,175	0.6087	0.6122
	65期末	(平成24年11月19日)	34,190,034,288	34,383,451,830	0.6187	0.6222
	66期末	(平成24年12月17日)	34,476,935,950	34,660,409,881	0.6577	0.6612
	平成23年12月末日			55,523,056,688	-	0.5614
平成24年1月末日			55,488,536,460	-	0.5863	-
平成24年2月末日			58,082,619,939	-	0.6368	-
平成24年3月末日			53,591,392,416	-	0.6310	-
平成24年4月末日			51,045,285,778	-	0.6234	-
平成24年5月末日			44,768,394,648	-	0.5593	-
平成24年6月末日			44,287,080,578	-	0.5758	-
平成24年7月末日			42,510,198,790	-	0.5904	-
平成24年8月末日			39,999,272,064	-	0.5867	-
平成24年9月末日			36,901,112,197	-	0.5986	-

平成24年10月末日	34,774,092,729	-	0.6122	-
平成24年11月末日	34,012,639,339	-	0.6336	-
平成24年12月末日	34,875,127,636	-	0.6806	-

(注1) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

(注2) は第12特定期間です。

【分配の推移】

計算期間		1口当たりの分配金（円）
第1 特定 期間	第1期（平成19年 5月31日～平成19年 7月17日）	0.0060
	第2期（平成19年 7月18日～平成19年 8月17日）	0.0060
	第3期（平成19年 8月18日～平成19年 9月18日）	0.0060
	第4期（平成19年 9月19日～平成19年10月17日）	0.0060
	第5期（平成19年10月18日～平成19年11月19日）	0.0060
第2 特定 期間	第6期（平成19年11月20日～平成19年12月17日）	0.0060
	第7期（平成19年12月18日～平成20年 1月17日）	0.0060
	第8期（平成20年 1月18日～平成20年 2月18日）	0.0060
	第9期（平成20年 2月19日～平成20年 3月17日）	0.0060
	第10期（平成20年 3月18日～平成20年 4月17日）	0.0060
第3 特定 期間	第11期（平成20年 4月18日～平成20年 5月19日）	0.0060
	第12期（平成20年 5月20日～平成20年 6月17日）	0.0050
	第13期（平成20年 6月18日～平成20年 7月17日）	0.0050
	第14期（平成20年 7月18日～平成20年 8月18日）	0.0050
	第15期（平成20年 8月19日～平成20年 9月17日）	0.0050
第4 特定 期間	第16期（平成20年 9月18日～平成20年10月17日）	0.0050
	第17期（平成20年10月18日～平成20年11月17日）	0.0050
	第18期（平成20年11月18日～平成20年12月17日）	0.0050
	第19期（平成20年12月18日～平成21年 1月19日）	0.0050
	第20期（平成21年 1月20日～平成21年 2月17日）	0.0050
第5 特定 期間	第21期（平成21年 2月18日～平成21年 3月17日）	0.0040
	第22期（平成21年 3月18日～平成21年 4月17日）	0.0040
	第23期（平成21年 4月18日～平成21年 5月18日）	0.0040
	第24期（平成21年 5月19日～平成21年 6月17日）	0.0040
	第25期（平成21年 6月18日～平成21年 7月17日）	0.0040
第6 特定 期間	第26期（平成21年 7月18日～平成21年 8月17日）	0.0040
	第27期（平成21年 8月18日～平成21年 9月17日）	0.0040
	第28期（平成21年 9月18日～平成21年10月19日）	0.0045
	第29期（平成21年10月20日～平成21年11月17日）	0.0045
	第30期（平成21年11月18日～平成21年12月17日）	0.0045
第7 特定 期間	第31期（平成21年12月18日～平成22年 1月18日）	0.0045
	第32期（平成22年 1月19日～平成22年 2月17日）	0.0050
	第33期（平成22年 2月18日～平成22年 3月17日）	0.0050
	第34期（平成22年 3月18日～平成22年 4月19日）	0.0050
	第35期（平成22年 4月20日～平成22年 5月17日）	0.0050
第8 特定 期間	第36期（平成22年 5月18日～平成22年 6月17日）	0.0050
	第37期（平成22年 6月18日～平成22年 7月20日）	0.0050
	第38期（平成22年 7月21日～平成22年 8月17日）	0.0050
	第39期（平成22年 8月18日～平成22年 9月17日）	0.0050
	第40期（平成22年 9月18日～平成22年10月18日）	0.0050
第9 特定 期間	第41期（平成22年10月19日～平成22年11月17日）	0.0050
	第42期（平成22年11月18日～平成22年12月17日）	0.0050
	第43期（平成22年12月18日～平成23年 1月17日）	0.0050
	第44期（平成23年 1月18日～平成23年 2月17日）	0.0050
	第45期（平成23年 2月18日～平成23年 3月17日）	0.0050
第10 特定 期間	第46期（平成23年 3月18日～平成23年 4月18日）	0.0050
	第47期（平成23年 4月19日～平成23年 5月17日）	0.0050

第9 特定 期間	第48期（平成23年 5月18日～平成23年 6月17日）	0.0050
	第49期（平成23年 6月18日～平成23年 7月19日）	0.0050
	第50期（平成23年 7月20日～平成23年 8月17日）	0.0050
	第51期（平成23年 8月18日～平成23年 9月20日）	0.0050
	第52期（平成23年 9月21日～平成23年10月17日）	0.0040
第10 特定 期間	第53期（平成23年10月18日～平成23年11月17日）	0.0040
	第54期（平成23年11月18日～平成23年12月19日）	0.0040
	第55期（平成23年12月20日～平成24年 1月17日）	0.0040
	第56期（平成24年 1月18日～平成24年 2月17日）	0.0040
	第57期（平成24年 2月18日～平成24年 3月19日）	0.0040
第11 特定 期間	第58期（平成24年 3月20日～平成24年 4月17日）	0.0040
	第59期（平成24年 4月18日～平成24年 5月17日）	0.0040
	第60期（平成24年 5月18日～平成24年 6月18日）	0.0040
	第61期（平成24年 6月19日～平成24年 7月17日）	0.0040
	第62期（平成24年 7月18日～平成24年 8月17日）	0.0040
第12 特定 期間	第63期（平成24年 8月18日～平成24年 9月18日）	0.0035
	第64期（平成24年 9月19日～平成24年10月17日）	0.0035
	第65期（平成24年10月18日～平成24年11月19日）	0.0035
	第66期（平成24年11月20日～平成24年12月17日）	0.0035

（注） は第12特定期間です。

【収益率の推移】

計算期間		収益率（％）
第1 特定 期間	第1期（平成19年 5月31日～平成19年 7月17日）	1.2
	第2期（平成19年 7月18日～平成19年 8月17日）	13.3
	第3期（平成19年 8月18日～平成19年 9月18日）	6.8
	第4期（平成19年 9月19日～平成19年10月17日）	6.4
	第5期（平成19年10月18日～平成19年11月19日）	3.0
第2 特定 期間	第6期（平成19年11月20日～平成19年12月17日）	1.4
	第7期（平成19年12月18日～平成20年 1月17日）	3.9
	第8期（平成20年 1月18日～平成20年 2月18日）	1.6
	第9期（平成20年 2月19日～平成20年 3月17日）	7.2
	第10期（平成20年 3月18日～平成20年 4月17日）	6.5
第3 特定 期間	第11期（平成20年 4月18日～平成20年 5月19日）	2.0
	第12期（平成20年 5月20日～平成20年 6月17日）	0.3
	第13期（平成20年 6月18日～平成20年 7月17日）	1.7
	第14期（平成20年 7月18日～平成20年 8月18日）	2.0
	第15期（平成20年 8月19日～平成20年 9月17日）	7.2
第4 特定 期間	第16期（平成20年 9月18日～平成20年10月17日）	16.5
	第17期（平成20年10月18日～平成20年11月17日）	8.3
	第18期（平成20年11月18日～平成20年12月17日）	0.7
	第19期（平成20年12月18日～平成21年 1月19日）	1.5
	第20期（平成21年 1月20日～平成21年 2月17日）	4.3
第5 特定 期間	第21期（平成21年 2月18日～平成21年 3月17日）	9.6
	第22期（平成21年 3月18日～平成21年 4月17日）	8.9
	第23期（平成21年 4月18日～平成21年 5月18日）	2.1
	第24期（平成21年 5月19日～平成21年 6月17日）	4.5
	第25期（平成21年 6月18日～平成21年 7月17日）	0.3
第6 特定 期間	第26期（平成21年 7月18日～平成21年 8月17日）	4.1
	第27期（平成21年 8月18日～平成21年 9月17日）	0.1
	第28期（平成21年 9月18日～平成21年10月19日）	2.6
	第29期（平成21年10月20日～平成21年11月17日）	0.4
	第30期（平成21年11月18日～平成21年12月17日）	1.1
第7 特定 期間	第31期（平成21年12月18日～平成22年 1月18日）	3.2
	第32期（平成22年 1月19日～平成22年 2月17日）	2.6
	第33期（平成22年 2月18日～平成22年 3月17日）	4.0
	第34期（平成22年 3月18日～平成22年 4月19日）	3.9
	第35期（平成22年 4月20日～平成22年 5月17日）	4.0

第7 特 定期 間	第36期(平成22年5月18日～平成22年6月17日)	1.8
	第37期(平成22年6月18日～平成22年7月20日)	2.9
	第38期(平成22年7月21日～平成22年8月17日)	1.3
	第39期(平成22年8月18日～平成22年9月17日)	2.6
	第40期(平成22年9月18日～平成22年10月18日)	0.2
第8 特 定期 間	第41期(平成22年10月19日～平成22年11月17日)	0.7
	第42期(平成22年11月18日～平成22年12月17日)	0.4
	第43期(平成22年12月18日～平成23年1月17日)	0.2
	第44期(平成23年1月18日～平成23年2月17日)	0.4
	第45期(平成23年2月18日～平成23年3月17日)	4.8
第9 特 定期 間	第46期(平成23年3月18日～平成23年4月18日)	9.1
	第47期(平成23年4月19日～平成23年5月17日)	3.0
	第48期(平成23年5月18日～平成23年6月17日)	0.1
	第49期(平成23年6月18日～平成23年7月19日)	1.4
	第50期(平成23年7月20日～平成23年8月17日)	2.4
第10 特 定期 間	第51期(平成23年8月18日～平成23年9月20日)	6.2
	第52期(平成23年9月21日～平成23年10月17日)	2.0
	第53期(平成23年10月18日～平成23年11月17日)	2.6
	第54期(平成23年11月18日～平成23年12月19日)	1.2
	第55期(平成23年12月20日～平成24年1月17日)	0.3
第11 特 定期 間	第56期(平成24年1月18日～平成24年2月17日)	10.0
	第57期(平成24年2月18日～平成24年3月19日)	6.0
	第58期(平成24年3月20日～平成24年4月17日)	5.0
	第59期(平成24年4月18日～平成24年5月17日)	3.3
	第60期(平成24年5月18日～平成24年6月18日)	0.8
第12 特 定期 間	第61期(平成24年6月19日～平成24年7月17日)	3.4
	第62期(平成24年7月18日～平成24年8月17日)	2.0
	第63期(平成24年8月18日～平成24年9月18日)	1.4
	第64期(平成24年9月19日～平成24年10月17日)	1.2
	第65期(平成24年10月18日～平成24年11月19日)	2.2
	第66期(平成24年11月20日～平成24年12月17日)	6.9

(注1) 収益率は、計算期間末の分配付基準価額から直前の計算期間末の分配落基準価額(「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して計算しています。なお、第1期については、前期末基準価額を1万円当たり10,000円として計算しています。

(注2) は第12特定期間です。

(4) 【設定及び解約の実績】

(単位：口)

	計算期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1 特 定期 間	第1期(平成19年5月31日～平成19年7月17日)	22,254,910,000	62,880,000	22,192,030,000
	第2期(平成19年7月18日～平成19年8月17日)	5,778,302,063	56,350,000	27,913,982,063
	第3期(平成19年8月18日～平成19年9月18日)	4,564,603,640	89,710,000	32,388,875,703
	第4期(平成19年9月19日～平成19年10月17日)	3,960,057,352	49,510,675	36,299,422,380
	第5期(平成19年10月18日～平成19年11月19日)	3,321,472,099	85,250,041	39,535,644,438
第2 特 定期 間	第6期(平成19年11月20日～平成19年12月17日)	4,532,262,315	88,650,000	43,979,256,753
	第7期(平成19年12月18日～平成20年1月17日)	3,060,270,527	100,600,000	46,938,927,280
	第8期(平成20年1月18日～平成20年2月18日)	2,933,101,770	218,160,930	49,653,868,120
	第9期(平成20年2月19日～平成20年3月17日)	3,382,097,221	289,340,000	52,746,625,341
	第10期(平成20年3月18日～平成20年4月17日)	6,224,093,422	398,936,061	58,571,782,702
第3 特 定期 間	第11期(平成20年4月18日～平成20年5月19日)	9,819,353,895	234,760,000	68,156,376,597
	第12期(平成20年5月20日～平成20年6月17日)	4,199,754,576	130,090,000	72,226,041,173
	第13期(平成20年6月18日～平成20年7月17日)	985,536,478	985,641,311	72,225,936,340
	第14期(平成20年7月18日～平成20年8月18日)	1,346,968,783	852,460,637	72,720,444,486
	第15期(平成20年8月19日～平成20年9月17日)	1,911,153,739	1,276,759,178	73,354,839,047
	第16期(平成20年9月18日～平成20年10月17日)	679,471,126	1,745,677,338	72,288,632,835
	第17期(平成20年10月18日～平成20年11月17日)	631,691,817	1,810,434,744	71,109,889,908

第4 特定期間	第18期(平成20年11月18日～平成20年12月17日)		560,594,140	1,145,523,614	70,524,960,434
	第19期(平成20年12月18日～平成21年1月19日)	580,154,908	965,874,477	70,139,240,865	
	第20期(平成21年1月20日～平成21年2月17日)		273,870,511	1,882,022,876	68,531,088,500
	第21期(平成21年2月18日～平成21年3月17日)		357,942,445	2,027,167,326	66,861,863,619
	第22期(平成21年3月18日～平成21年4月17日)		408,310,274	2,459,358,208	64,810,815,685
第5 特定期間	第23期(平成21年4月18日～平成21年5月18日)		509,496,382	1,481,551,780	63,838,760,287
	第24期(平成21年5月19日～平成21年6月17日)		577,554,118	2,124,235,036	62,292,079,369
	第25期(平成21年6月18日～平成21年7月17日)		417,888,807	1,945,909,909	60,764,058,267
	第26期(平成21年7月18日～平成21年8月17日)		349,407,365	1,536,380,333	59,577,085,299
	第27期(平成21年8月18日～平成21年9月17日)		313,907,714	2,493,843,683	57,397,149,330
第6 特定期間	第28期(平成21年9月18日～平成21年10月19日)		930,828,287	4,674,488,160	53,653,489,457
	第29期(平成21年10月20日～平成21年11月17日)		3,368,590,518	1,522,142,252	55,499,937,723
	第30期(平成21年11月18日～平成21年12月17日)		5,207,010,649	717,917,733	59,989,030,639
	第31期(平成21年12月18日～平成22年1月18日)		3,648,596,447	285,812,654	63,351,814,432
	第32期(平成22年1月19日～平成22年2月17日)		2,702,905,934	480,028,607	65,574,691,759
第7 特定期間	第33期(平成22年2月18日～平成22年3月17日)		4,368,061,405	281,831,780	69,660,921,384
	第34期(平成22年3月18日～平成22年4月19日)		6,520,273,181	774,211,391	75,406,983,174
	第35期(平成22年4月20日～平成22年5月17日)		2,698,399,501	263,437,377	77,841,945,298
	第36期(平成22年5月18日～平成22年6月17日)		2,414,520,537	346,264,527	79,910,201,308
	第37期(平成22年6月18日～平成22年7月20日)		2,167,073,780	406,040,485	81,671,234,603
第8 特定期間	第38期(平成22年7月21日～平成22年8月17日)		1,862,670,326	173,915,536	83,359,989,393
	第39期(平成22年8月18日～平成22年9月17日)		1,770,716,184	340,426,322	84,790,279,255
	第40期(平成22年9月18日～平成22年10月18日)		2,758,444,855	232,981,799	87,315,742,311
	第41期(平成22年10月19日～平成22年11月17日)		1,781,371,078	1,038,507,794	88,058,605,595
	第42期(平成22年11月18日～平成22年12月17日)		1,945,309,311	551,130,296	89,452,784,610
第9 特定期間	第43期(平成22年12月18日～平成23年1月17日)		1,209,038,257	490,511,042	90,171,311,825
	第44期(平成23年1月18日～平成23年2月17日)		1,577,885,113	935,560,443	90,813,636,495
	第45期(平成23年2月18日～平成23年3月17日)		2,596,567,704	1,410,939,517	91,999,264,682
	第46期(平成23年3月18日～平成23年4月18日)		2,808,877,513	1,320,303,478	93,487,838,717
	第47期(平成23年4月19日～平成23年5月17日)		3,608,335,921	944,624,350	96,151,550,288
第10 特定期間	第48期(平成23年5月18日～平成23年6月17日)		4,887,539,497	1,192,376,009	99,846,713,776
	第49期(平成23年6月18日～平成23年7月19日)		4,736,155,898	1,292,050,288	103,290,819,386
	第50期(平成23年7月20日～平成23年8月17日)		4,002,585,626	1,327,893,466	105,965,511,546
	第51期(平成23年8月18日～平成23年9月20日)		5,449,924,095	2,943,646,154	108,471,789,487
	第52期(平成23年9月21日～平成23年10月17日)		4,862,227,416	4,336,846,857	108,997,170,046
第11 特定期間	第53期(平成23年10月18日～平成23年11月17日)		1,794,722,690	6,662,743,269	104,129,149,467
	第54期(平成23年11月18日～平成23年12月19日)		740,572,683	4,910,936,996	99,958,785,154
	第55期(平成23年12月20日～平成24年1月17日)		1,045,047,189	3,802,514,341	97,201,318,002
	第56期(平成24年1月18日～平成24年2月17日)		1,068,967,891	5,483,450,174	92,786,835,719
	第57期(平成24年2月18日～平成24年3月19日)		1,345,329,757	5,579,364,148	88,552,801,328
第12 特定期間	第58期(平成24年3月20日～平成24年4月17日)		1,367,587,404	6,194,240,930	83,726,147,802
	第59期(平成24年4月18日～平成24年5月17日)		931,560,687	3,355,054,302	81,302,654,187
	第60期(平成24年5月18日～平成24年6月18日)		658,473,667	3,847,505,074	78,113,622,780
	第61期(平成24年6月19日～平成24年7月17日)		418,273,975	3,506,960,875	75,024,935,880
	第62期(平成24年7月18日～平成24年8月17日)		314,902,335	4,897,353,800	70,442,484,415
第12 特定期間	第63期(平成24年8月18日～平成24年9月18日)		263,287,069	4,422,876,440	66,282,895,044
	第64期(平成24年9月19日～平成24年10月17日)		274,985,733	7,328,285,839	59,229,594,938
	第65期(平成24年10月18日～平成24年11月19日)		175,177,413	4,142,617,318	55,262,155,033
	第66期(平成24年11月20日～平成24年12月17日)		318,145,479	3,159,177,192	52,421,123,320

(注1) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。

(注3) は第12特定期間です。

(参考情報) 運用実績

3 運用実績

(2012年12月28日現在)

基準価額・純資産総額の推移（設定日(2007年5月31日)～2012年12月28日）



(注1) 基準価額、基準価額(分配金込み)は、1万口当たり信託報酬控除後です。

(注2) 基準価額(分配金込み)は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

2012年12月28日現在

基準価額	6,806円
純資産総額	348億円

分配の推移

2012年 8月	40円
2012年 9月	35円
2012年10月	35円
2012年11月	35円
2012年12月	35円
直近1年間累計	460円
設定来累計	3,150円

(注) 1万口当たり、税引き前

主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
1 メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	100.04

メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

組入上位10銘柄

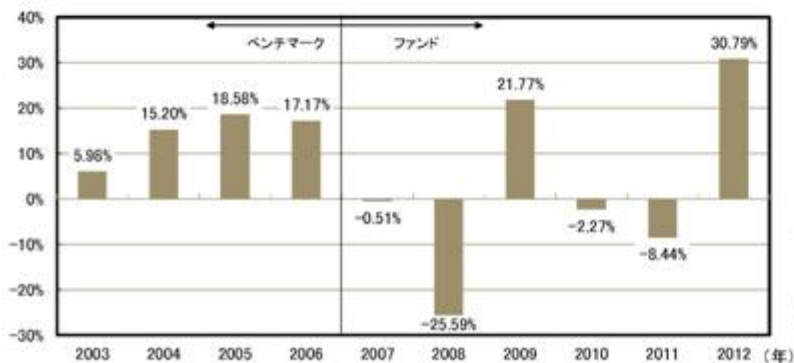
銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
1 12%COLOMBIA REP	コロンビア	国債証券	8.20
2 10.5% SAGB 12/21/2026	南アフリカ	国債証券	7.94
3 13.5% SAGB 09/15/2015	南アフリカ	国債証券	7.49
4 10% BRAZIL NTN-F	ブラジル	国債証券	7.41
5 8.2% PERUGB 08/12/2026	ペルー	国債証券	6.82
6 8.6% PERUGB 08/12/2017	ペルー	国債証券	5.50
7 11% TURKEY GOVT BO 8/14	トルコ	国債証券	5.26
8 7.5% OJSC RUSS AGRI 3/13	ルクセンブルク	社債券	4.88
9 9.91% PERUGB 05/05/2015	ペルー	国債証券	4.51
10 10% TURKEY GOVT BO 12/13	トルコ	国債証券	3.07

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別組入比率

種類	投資比率(%)
国債証券	90.57
社債券	6.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	2.67
合計	100.00

年間収益率の推移（暦年ベース）



(注1) ファンドの収益率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

2007年は設定日(5月31日)から年末までの収益率です。

(注2) 2003年から2006年は、ベンチマークの収益率です。

(注3) ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

- ・ 運用実績等について、別途月次等で開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページで閲覧することができます。
- ・ 運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取扱時間

申込みの受付は原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、ニューヨークの取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日の場合には、お申込みできません。

(2) 受益権の申込み

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

一般コースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額をお支払いいただきます。

自動継続投資コースの場合、申込代金をご指定いただき、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を申込代金の中から差引かせていただきます。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(3) 取得申込みの中止

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を延期または中止すること、ならびにすでに受付けた取得申込みの受け取りを取消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金（解約）の受け付け

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。その場合、振替受益権をもって行うものとし、

委託会社は、上記の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨークの取引所あるいはニューヨークの銀行が休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

一部解約の実行の請求の受け付けは、原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

上記の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、純資産総額の10%を超える大口の換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。

販売会社の換金単位については、販売会社までお問い合わせください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 解約の手取額

受益者の手取額は、一部解約の価額から、解約にかかる税金を差引いた金額となります。解約代金は、解約の請求受付日から起算して6営業日目から販売会社の本・支店および営業所等で支払われます。

(3) 解約受け付けの中止

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱いします。

(4) 買取り

販売会社は、受益者の請求があるときは、受益者の有する受益権につき、販売会社の定める単位をもってその受益権を買取ることができます。

買取りの有無ならびに手続きの詳細については、販売会社までお問い合わせください。

(5) 償還時の受取り額

償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額です。受益者の受取金額は、償還価額から、償還にかかる税金を差引いた金額です。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日））から起算して5営業日目までとします。）から販売会社の本・支店および営業所等で受益者に支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電売相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売相場の仲値によるものとします。

<参考> 主要投資対象の評価方法

マザーファンド 受益証券	基準価額で評価しております。
その他の 主要投資対象	原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者、銀行等から提示される価額もしくは価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

基準価額の算出と公表

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に「世界新興」として掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記「(5) その他 ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月18日から翌月17日までとします。ただし、第1計算期間は、平成19年5月31日から平成19年7月17日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。最終計算期間の終了日は、下記「(5) その他 ファンドの解約または償還条件等」に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

ファンドの解約または償還条件等

a . 信託契約の解約

- 1 . 委託会社は、信託期間中において、この信託の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2 . 委託会社は、上記1 . の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3 . 上記2 . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4 . 上記3 . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記1 . の信託契約の解約をしません。
- 5 . 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6 . 上記3 . から5 . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3 . の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b . 監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記「 信託約款の変更等 e . 」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

信託約款の変更等

- a . 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託約款を変更します。この際、下記b . からf . の規定にしたがいます。
- b . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- c . 委託会社は、上記b . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d . 上記c . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e . 上記d . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記b . の信託約款の変更をしません。
- f . 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g . 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記b . からf . の規定にしたがい新受託会社を選任します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

その他の契約の変更

a . 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の投資信託受益権の取扱い等に関する契約書は、当事者の別段の意思表示のない限り、原則として1年ごとに自動的に更新され、また当事者の合意により変更することができます。

b . 投資顧問契約

投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、上記「 信託約款の変更等」の規定にしたがって信託約款を変更します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

信託業務の委託等

- a. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- b. 受託会社は、上記 a. に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記 a. に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- c. 上記 a. および b. にかかわらず、受託会社は、下記1. から4. までに掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みません。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- d. 上記 c. の業務にかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年5月18日から11月17日までおよび11月18日から翌年5月17日まで）終了後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に依りて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日））から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(3) 換金（信託の一部解約の実行）請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行により、委託会社に換金を請求することができます。

(4) 信託契約の解約または信託約款の変更に対する反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。なお、この場合の受益権の買取価額は、公正な価格（当該受益権の解約価額に準じて計算された価額）とします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写

を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11特定期間（第60期から第65期（平成24年5月18日から平成24年11月19日まで））の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

メロン世界新興国ソブリン・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10特定期間末 (第59期計算期間末) (平成24年5月17日現在)	第11特定期間末 (第65期計算期間末) (平成24年11月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	80,630,699	32,591,241
親投資信託受益証券	47,500,181,527	34,161,647,026
未収入金	447,191,906	461,951,606
未収利息	110	44
流動資産合計	48,028,004,242	34,656,189,917
資産合計		
	48,028,004,242	34,656,189,917
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	325,210,616	193,417,542
未払解約金	86,101,892	217,606,671
未払受託者報酬	2,173,066	1,658,254
未払委託者報酬	69,538,096	53,064,103
その他未払費用	344,704	409,059
流動負債合計	483,368,374	466,155,629
負債合計		
	483,368,374	466,155,629
純資産の部		
元本等		
元本	81,302,654,187	55,262,155,033
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	33,758,018,319	21,072,120,745
(分配準備積立金)	31,155,728	164,607,255
元本等合計	47,544,635,868	34,190,034,288
純資産合計		
	47,544,635,868	34,190,034,288
負債純資産合計		
	48,028,004,242	34,656,189,917

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10特定期間 （第54期から第59期） （自平成23年11月18日 至平成24年5月17日）	第11特定期間 （第60期から第65期） （自平成24年5月18日 至平成24年11月19日）
営業収益		
受取利息	25,024	9,714
有価証券売買等損益	4,216,873,391	4,037,646,927
営業収益合計	4,216,898,415	4,037,656,641
営業費用		
受託者報酬	14,455,570	10,966,210
委託者報酬	462,578,188	350,918,599
その他費用	2,080,380	2,362,878
営業費用合計	479,114,138	364,247,687
営業利益	3,737,784,277	3,673,408,954
経常利益	3,737,784,277	3,673,408,954
当期純利益	3,737,784,277	3,673,408,954
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	212,754,608	43,303,967
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	44,386,561,211	33,758,018,319
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,836,825,464	11,366,379,887
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,836,825,464	11,366,379,887
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,559,198,075	870,159,807
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,559,198,075	870,159,807
分配金	2,174,114,166	1,527,035,427
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	33,758,018,319	21,072,120,745

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・ 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・ 特定期間の取扱い 当ファンドの特定期間は、当特定期間末日が休業日のため、平成24年5月18日から平成24年11月19日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第10特定期間末 (第59期計算期間末) (平成24年5月17日現在)	第11特定期間末 (第65期計算期間末) (平成24年11月19日現在)
1. 受益権の総数	81,302,654,187口	55,262,155,033口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第55条の6第10号に規定する額	33,758,018,319円	21,072,120,745円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5848円 (5,848円)	0.6187円 (6,187円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10特定期間 (第54期から第59期) (自平成23年11月18日 至平成24年5月17日)	第11特定期間 (第60期から第65期) (自平成24年5月18日 至平成24年11月19日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 94,139,955円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 71,801,423円
2. 分配金の計算過程 第54期 (平成23年11月18日から平成23年12月19日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(346,159,784円)、信託約款に規定する収益調整金(546,161,464円)及び分配準備積立金(67,102円)より、分配可能額は892,388,350円(1万口当たり89.26円)であり、うち399,835,140円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 第60期 (平成24年5月18日から平成24年6月18日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(263,347,970円)、信託約款に規定する収益調整金(353,651,841円)及び分配準備積立金(29,687,109円)より、分配可能額は646,686,920円(1万口当たり82.77円)であり、うち312,454,491円(1万口当たり40円)を分配金額としております。
第55期 (平成23年12月20日から平成24年1月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(312,957,236円)、信託約款に規定する収益調整金(483,945,408円)及び分配準備積立金(66,980円)より、分配可能額は796,969,624円(1万口当たり81.97円)であり、うち388,805,272円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	第61期 (平成24年6月19日から平成24年7月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(252,714,725円)、信託約款に規定する収益調整金(323,389,108円)及び分配準備積立金(104,113円)より、分配可能額は576,207,946円(1万口当たり76.79円)であり、うち300,099,743円(1万口当たり40円)を分配金額としております。
第56期 (平成24年1月18日から平成24年2月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(555,379,637円)、信託約款に規定する収益調整金(393,335,985円)及び分配準備積立金(125,687円)より、分配可能額は948,841,309円(1万口当たり102.25円)であり、うち371,147,342円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	第62期 (平成24年7月18日から平成24年8月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(405,018,254円)、信託約款に規定する収益調整金(261,287,934円)及び分配準備積立金(55,933円)より、分配可能額は666,362,121円(1万口当たり94.58円)であり、うち281,769,937円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

<p>第57期 (平成24年2月18日から平成24年3月19日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(352,516,967円)、信託約款に規定する収益調整金(382,712,471円)及び分配準備積立金(173,347,505円)より、分配可能額は908,576,943円(1万口当たり102.58円)であり、うち354,211,205円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>第58期 (平成24年3月20日から平成24年4月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(290,865,509円)、信託約款に規定する収益調整金(370,043,521円)及び分配準備積立金(161,370,371円)より、分配可能額は822,279,401円(1万口当たり98.20円)であり、うち334,904,591円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>第59期 (平成24年4月18日から平成24年5月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(243,723,065円)、信託約款に規定する収益調整金(364,172,619円)及び分配準備積立金(112,643,279円)より、分配可能額は720,538,963円(1万口当たり88.62円)であり、うち325,210,616円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p>	<p>第63期 (平成24年8月18日から平成24年9月18日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(273,801,647円)、信託約款に規定する収益調整金(247,600,614円)及び分配準備積立金(115,576,227円)より、分配可能額は636,978,488円(1万口当たり96.08円)であり、うち231,990,132円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>第64期 (平成24年9月19日から平成24年10月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(192,049,805円)、信託約款に規定する収益調整金(223,093,386円)及び分配準備積立金(140,031,634円)より、分配可能額は555,174,825円(1万口当たり93.72円)であり、うち207,303,582円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>第65期 (平成24年10月18日から平成24年11月19日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(241,964,989円)、信託約款に規定する収益調整金(209,196,477円)及び分配準備積立金(116,059,808円)より、分配可能額は567,221,274円(1万口当たり102.63円)であり、うち193,417,542円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p>
--	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3)注記表」及び「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク(為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク)に晒されております。</p> <p>委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>
---	---

金融商品の時価等に関する事項

<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p>	<p>金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。</p> <p>(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
---	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第10特定期間 (第54期から第59期) (自平成23年11月18日 至平成24年5月17日)	第11特定期間 (第60期から第65期) (自平成24年5月18日 至平成24年11月19日)
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,565,936,985	804,418,987
合計	1,565,936,985	804,418,987

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第10特定期間末 (第59期計算期間末) (平成24年5月17日現在)	第11特定期間末 (第65期計算期間末) (平成24年11月19日現在)
期首元本額	104,129,149,467円	81,302,654,187円
期中追加設定元本額	6,499,065,611円	2,105,100,192円
期中一部解約元本額	29,325,560,891円	28,145,599,346円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表(平成24年11月19日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	メロン世界新興国ソブリン・ マザーファンド	32,699,958,865	34,161,647,026	
合計		32,699,958,865	34,161,647,026	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報）

当ファンドは、「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、平成24年11月19日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

	（平成24年5月17日現在）	（平成24年11月19日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	313,547,314	205,185,392
金銭信託	553,404	135,491
コール・ローン	479,476,563	453,196,822
国債証券	43,750,122,361	31,442,888,243
社債券	3,521,386,700	2,336,746,106
派生商品評価勘定	661,425,612	180,234,962
未収入金	-	519,563,888
未収利息	990,978,119	614,106,383
前払費用	132,953,525	71,508,824
流動資産合計	49,850,443,598	35,823,566,111
資産合計	49,850,443,598	35,823,566,111
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,089,435,388	293,544,675
未払解約金	450,891,906	472,351,605
流動負債合計	1,540,327,294	765,896,280
負債合計	1,540,327,294	765,896,280
純資産の部		
元本等		
元本	51,276,645,001	33,558,076,526
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,966,528,697	1,499,593,305
元本等合計	48,310,116,304	35,057,669,831
純資産合計	48,310,116,304	35,057,669,831
負債純資産合計	49,850,443,598	35,823,566,111

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>・国債証券、社債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
--------------------	--

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 為替先渡取引（直物為替先渡取引を含む） 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしております。 ・ 外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの特定期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約取引のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。 ・ 貸借対照表は、平成24年11月19日現在のものであります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年5月18日から翌年5月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成24年5月17日現在)	(平成24年11月19日現在)
1. 受益権の総数	51,276,645,001口	33,558,076,526口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	2,966,528,697円	-
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9421円 (9,421円)	1.0447円 (10,447円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(2)注記表」及び「(3)附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。</p> <p>デリバティブ取引には、為替先渡取引、為替予約取引が含まれており、当ファンドはこれらのデリバティブ取引により決済不履行リスク及び市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。これらのデリバティブ取引は投資信託財産に属する資産の為替リスク及び価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的で長期的な運用に資する目的で用いられることもあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
--------------------	--

2. 時価の算定方法	<p>(1) 国債証券、社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) 金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	(自 平成23年11月18日 至 平成24年 5月17日)	(自 平成24年 5月18日 至 平成24年11月19日)
	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
国債証券	1,003,555,276	1,347,431,544
社債券	67,063,100	21,769,802
合 計	936,492,176	1,369,201,346

(注) 「当期間」とは親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(通貨関連)

区分	種類	(平成24年5月17日現在)		
		契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		

市場取引 以外の取引	為替先渡取引 買建				
	ブラジルレアル	1,677,234,641	-	1,592,356,466	84,878,175
	チリペソ	851,340,326	-	835,060,554	16,279,772
	コロンビアペソ	253,963,029	-	251,326,049	2,636,980
	マレーシアリングィット	3,322,977,036	-	3,277,544,868	45,432,168
	ナイジェリアナイラ	292,986,856	-	299,473,922	6,487,066
	フィリピンペソ	413,766,147	-	410,335,474	3,430,673
	ロシアルーブル	1,452,161,731	-	1,391,564,701	60,597,030
	売建				
	ブラジルレアル	249,387,207	-	236,766,712	12,620,495
	チリペソ	258,815,158	-	253,865,960	4,949,198
	コロンビアペソ	6,073,319,171	-	6,033,927,045	39,392,126
	マレーシアリングィット	1,097,146,371	-	1,080,198,037	16,948,334
	ペルーヌエボソル	3,507,929,910	-	3,501,737,973	6,191,937
	フィリピンペソ	152,710,641	-	151,621,801	1,088,840
	為替予約取引 買建				
	米ドル	9,261,136,775	-	9,061,995,311	199,141,464
	メキシコペソ	3,263,162,911	-	3,095,613,400	167,549,511
	ユーロ	2,089,510,937	-	1,998,160,400	91,350,537
	トルコリラ	976,568,906	-	952,585,200	23,983,706
	ハンガリーフォリント	1,034,718,854	-	994,665,680	40,053,174
	ポーランドズロチ	4,273,086,183	-	3,955,755,000	317,331,183
	南アフリカランド	433,150,865	-	405,010,500	28,140,365
	オフショア人民元	586,437,992	-	581,251,200	5,186,792
	売建				
	米ドル	12,656,636,648	-	12,493,440,690	163,195,958
	ユーロ	2,656,327,950	-	2,542,694,900	113,633,050
トルコリラ	4,092,798,300	-	3,951,048,600	141,749,700	
南アフリカランド	1,864,092,300	-	1,732,995,250	131,097,050	
オフショア人民元	601,879,200	-	581,251,200	20,628,000	
合計	-	-	-	428,009,776	

(注) 時価の算定方法

- 為替先渡取引については、以下のように評価しております。
為替先渡取引の残高表示は、想定元本に基づいて表示しております。
為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 為替予約取引については、以下のように評価しております。
本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。
 - 同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場
合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち
当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対
顧客先物相場の仲値を用いております。
同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価して
おります。
上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

区分	種類	(平成24年11月19日現在)		
		契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		

市場取引 以外の取引	為替先渡取引 買建				
	ブラジルリアル	560,785,197	-	548,675,449	12,109,748
	チリペソ	461,687,189	-	459,817,924	1,869,265
	コロンビアペソ	1,396,373,115	-	1,398,847,145	2,474,030
	マレーシアリングギット	3,723,805,708	-	3,700,237,241	23,568,467
	ペルーヌエボソル	182,211,281	-	182,808,573	597,292
	フィリピンペソ	390,368,354	-	389,805,335	563,019
	ロシアルーブル	1,988,434,193	-	1,953,269,686	35,164,507
	売建				
	ブラジルリアル	1,318,067,711	-	1,289,827,419	28,240,292
	コロンビアペソ	5,506,819,430	-	5,508,097,599	1,278,169
	マレーシアリングギット	499,564,027	-	498,152,172	1,411,855
	ペルーヌエボソル	3,326,609,350	-	3,303,054,032	23,555,318
	フィリピンペソ	217,364,998	-	216,545,391	819,607
	為替予約取引 買建				
	米ドル	4,239,185,117	-	4,331,035,369	91,850,252
	メキシコペソ	2,010,865,460	-	2,037,935,700	27,070,240
	ユーロ	608,635,775	-	609,716,900	1,081,125
	トルコリラ	88,148,424	-	90,400,000	2,251,576
	ハンガリーフォリント	536,846,798	-	529,796,043	7,050,755
ポーランドズロチ	2,737,464,800	-	2,721,546,000	15,918,800	
売建					
米ドル	5,981,961,257	-	6,134,279,631	152,318,374	
ユーロ	366,746,650	-	368,219,150	1,472,500	
トルコリラ	1,560,917,200	-	1,595,560,000	34,642,800	
ロシアルーブル	87,805,017	-	87,463,363	341,654	
南アフリカランド	2,149,197,750	-	2,156,244,300	7,046,550	
合計	-	-	-	113,309,713	

(注) 時価の算定方法

- 為替先渡取引については、以下のように評価しております。
為替先渡取引の残高表示は、想定元本に基づいて表示しております。
為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 為替予約取引については、以下のように評価しております。
本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。
 - 同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場
合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち
当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対
顧客先物相場の仲値を用いております。
 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価して
おります。
上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

本書における開示対象ファンドの各特定期間における元本額の変動

項目	(平成24年5月17日現在)	(平成24年11月19日現在)
期首元本額	68,342,084,294円	51,276,645,001円
期中追加設定元本額	950,509,255円	374,941,748円
期中一部解約元本額	18,015,948,548円	18,093,510,223円
期末元本額	51,276,645,001円	33,558,076,526円
元本の内訳(注)		
メロン世界新興国ソブリン・ファンド	50,419,468,769円	32,699,958,865円

メロン世界新興国ソブリン・ファンド （年1回決算型）	328,667,597円	292,588,873円
スタンディッシュ・メロン世界新興国 ソブリン・ファンド（適格機関投資家限 定）	528,508,635円	565,528,788円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表（平成24年11月19日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

次表のとおりです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコ ペソ	10% MBONO 12/05/2024	67,500,000.00	94,369,860.00	
		10% MEXICAN BONOS 11/36	64,500,000.00	91,837,357.50	
		7.75% MEXICAN BONOS 5/31	61,980,000.00	72,329,482.38	
		8.5% MBONO 05/31/2029	83,680,000.00	105,014,885.44	
		8.5%MEXICAN BONO11/18/38	51,870,000.00	64,756,790.28	
		9.5% MBONO 12/18/2014	53,783,000.00	58,700,863.73	
		計	銘柄数：6 組入時価比率：8.6%	383,313,000.00	487,009,239.33 (3,029,197,468) 9.0%
	ブラジル レアル	10% BRAZIL NTN-F	5,715,000.00	61,693,939.35	
		10% BRAZIL NTN-F 21/01	2,136,000.00	22,951,918.08	
		10% NOTA DO TESOURO 1/14	360,000.00	3,825,435.60	
		12.5%BRAZIL	10,265,000.00	15,243,525.00	
		6% NOTA DO TESOURO 5/45	125,000.00	3,629,147.50	
		計	銘柄数：5 組入時価比率：12.0%	18,601,000.00	107,343,965.53 (4,196,075,612) 12.4%
	コロンビア ペソ	12%COLOMBIA REP	52,365,000,000.00	64,694,339,250.00	
		7.75% COLOMBIA REP 4/21	13,184,000,000.00	16,853,107,200.00	
		9.85% COLOMBIA REP	6,750,000,000.00	10,587,375,000.00	
	計	銘柄数：3 組入時価比率：11.7%	72,299,000,000.00	92,134,821,450.00 (4,118,426,518) 12.2%	
	ペルー ヌエボソル	8.2% PERUGB 08/12/2026	60,825,000.00	83,266,383.75	
		8.6% PERUGB 08/12/2017	47,015,000.00	58,021,211.50	
		9.91% PERUGB 05/05/2015	41,025,000.00	47,531,565.00	
計		銘柄数：3 組入時価比率：16.8%	148,865,000.00	188,819,160.25 (5,904,375,141) 17.5%	
ウルグアイペソ	5% URUGUAY 9/18	21,000,000.00	38,254,156.41		
	計	銘柄数：1 組入時価比率：0.4%	21,000,000.00	38,254,156.41 (156,842,041) 0.5%	
トルコリラ	10% TURKEY GOVT B0 12/13	28,900,000.00	30,171,600.00		
	10% TURKEY GOVT B0 6/15	17,400,000.00	18,931,200.00		
	10.5% TURKEY GOVT B01/20	15,200,000.00	17,920,800.00		
	11% TURKEY GOVT B0 8/14	36,255,000.00	39,137,272.50		
	計	銘柄数：4 組入時価比率：13.7%	97,755,000.00	106,160,872.50 (4,805,902,698) 14.2%	
ハンガリー フォリント	6% HUNGARY GOVT 11/23	1,202,170,000.00	1,121,078,824.82		
	7% HUNGARY GOVT 6/22	1,515,350,000.00	1,543,283,961.90		
	7.5% HGB 11/12/2020	2,271,460,000.00	2,394,311,914.10		
	計	銘柄数：3 組入時価比率：5.3%	4,988,980,000.00	5,058,674,700.82 (1,848,439,735) 5.5%	

ポーランド ズロチ	5.75% POLGB 09/22	20,830,000.00	23,576,685.46	
計	銘柄数：1 組入時価比率：1.7%	20,830,000.00	23,576,685.46 (589,181,369) 1.7%	
フィリピンペソ	6.25% PHILIPPINES 1/36	321,000,000.00	381,187,500.00	
計	銘柄数：1 組入時価比率：2.1%	321,000,000.00	381,187,500.00 (750,939,375) 2.2%	
南アフリカ ランド	10.5% SAGB 12/21/2026 13.5% SAGB 09/15/2015	246,985,000.00 236,815,000.00	307,711,695.92 286,146,879.91	
計	銘柄数：2 組入時価比率：15.6%	483,800,000.00	593,858,575.83 (5,463,498,897) 16.2%	
ナイジェリア ナイラ	0% NIGERIA T-BILL 3/13 15.1% NIGERIA BONO 4/17 16% NIGERIA T-BONO 6/19 16.39% NIGERIA T-BONO1/22	227,445,000.00 135,405,000.00 430,520,000.00 230,690,000.00	218,859,126.38 146,034,292.50 494,236,960.00 278,142,933.00	
計	銘柄数：4 組入時価比率：1.7%	1,024,060,000.00	1,137,273,311.88 (580,009,389) 1.7%	
小計			31,442,888,243 (31,442,888,243)	
社債券	ロシア ルーブル	7.5% OJSC RUSS AGRI 3/13 8.3% RZD CAPITAL LT 4/19 8.625% OJSC RUSS AG 2/17	673,200,000.00 105,000,000.00 124,200,000.00	675,825,480.00 106,575,000.00 126,839,250.00
	計	銘柄数：3 組入時価比率：6.7%	902,400,000.00	909,239,730.00 (2,336,746,106) 6.9%
	小計			2,336,746,106 (2,336,746,106)
合計			33,779,634,349 (33,779,634,349)	

外貨建有価証券明細表注記

- 1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率及び有価証券の合計金額に対する比率であります。
- 4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率(%)	合計金額に 対する比率(%)
メキシコペソ	国債証券6銘柄	8.6	9.0
ブラジルリアル	国債証券5銘柄	12.0	12.4
コロンビアペソ	国債証券3銘柄	11.7	12.2
ペルーヌエボソル	国債証券3銘柄	16.8	17.5
ウルグアイペソ	国債証券1銘柄	0.4	0.5
トルコリラ	国債証券4銘柄	13.7	14.2
ハンガリーフォリント	国債証券3銘柄	5.3	5.5
ポーランドズロチ	国債証券1銘柄	1.7	1.7
フィリピンペソ	国債証券1銘柄	2.1	2.2
南アフリカランド	国債証券2銘柄	15.6	16.2
ナイジェリアナイラ	国債証券4銘柄	1.7	1.7
ロシアルーブル	社債券3銘柄	6.7	6.9

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

メロン世界新興国ソブリン・ファンド

(平成24年12月28日現在)

資産総額	35,065,726,785円
負債総額	190,599,149円
純資産総額(-)	34,875,127,636円
発行済数量	51,239,259,635口
1単位当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	0.6806円 (6,806円)

(参考)メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

(平成24年12月28日現在)

資産総額	37,242,492,412円
負債総額	1,356,051,860円
純資産総額(-)	35,886,440,552円
発行済数量	30,998,017,034口
1単位当たり純資産額(/)	1.1577円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

ありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成25年1月末現在）

資本金 7億9,500万円

発行可能株式総数 20,000株

発行済株式総数 15,900株

最近5年間における主な資本金の額の増減

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構（平成25年1月末現在）

取締役会

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、増員または補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とします。

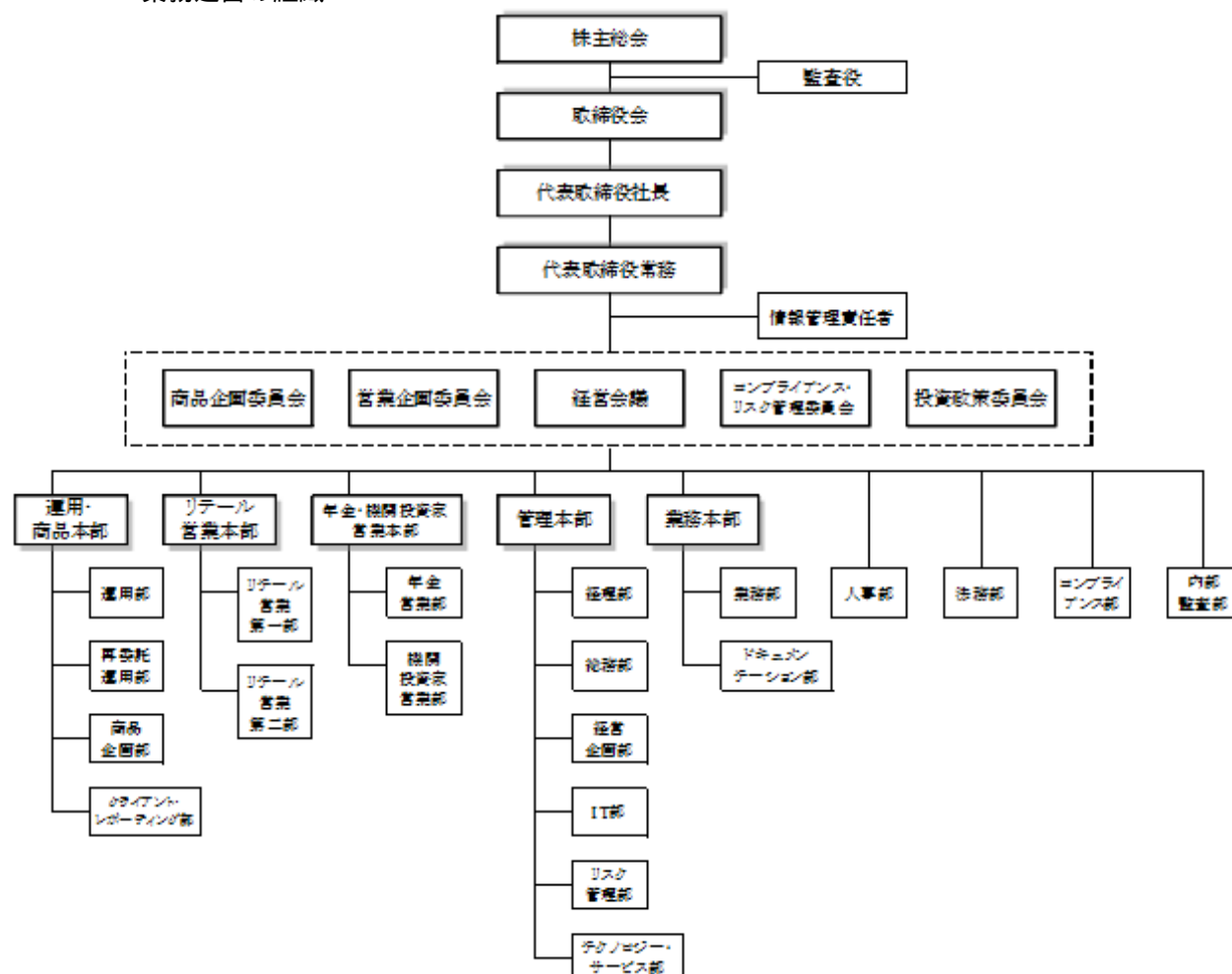
取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役の全員の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

業務運営の組織

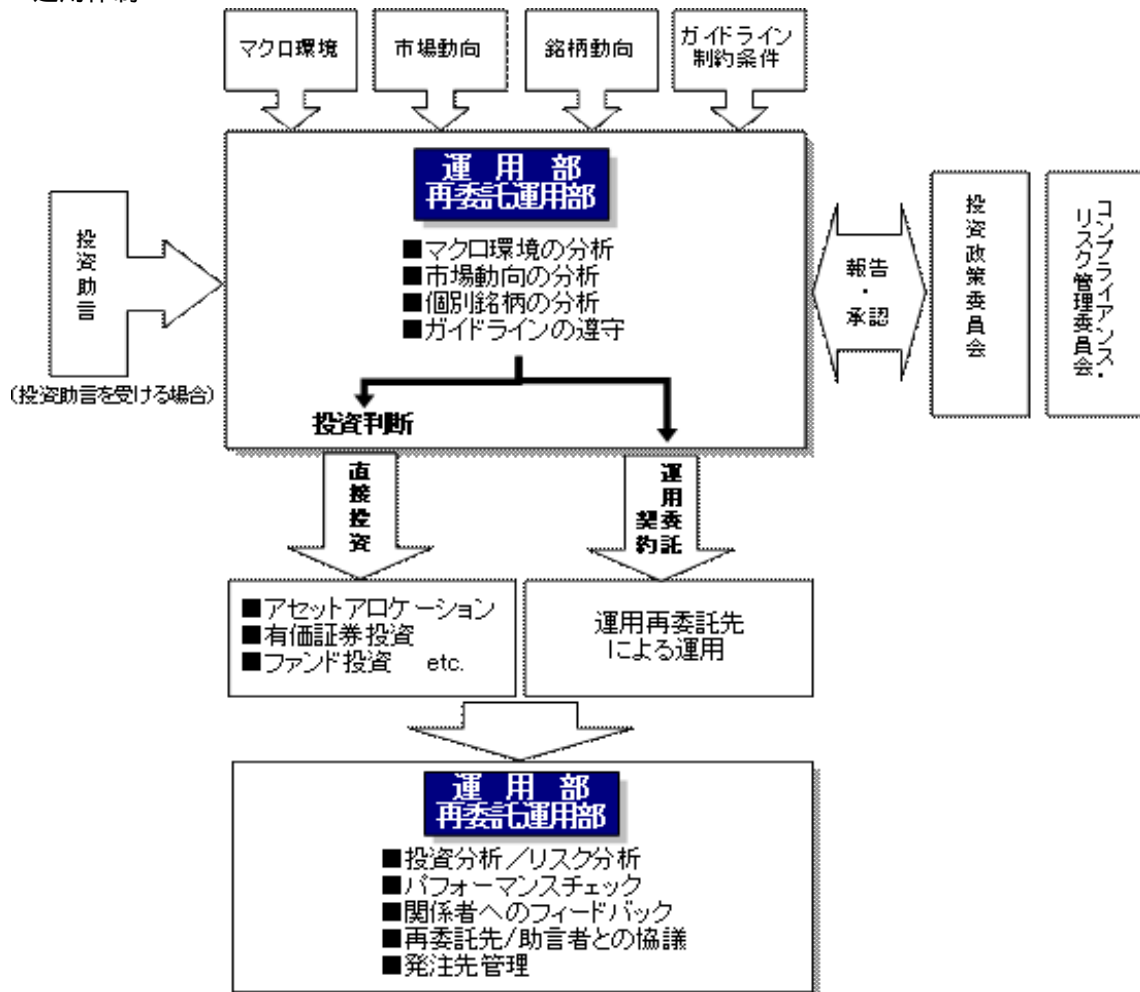


取締役会は、委託会社の業務執行に関する重要事項を決定します。代表取締役は、委託会社を代表し、全般の業務執行について統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、監査役は、会計監査および

び業務監査を行います。

（注）上記の組織図は平成25年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用体制



- ・原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
 - ・B N Yメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。
- （注）上記の運用体制は平成25年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。平成24年12月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
公募証券投資信託	23	65,594
追加型株式投資信託	21	65,369
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	2	225
私募証券投資信託	19	81,093
合計	42	146,687

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任あずさ監査法人により受けております。
また、第16期事業年度に係る中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。
3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		5,711,256		7,212,496
未収委託者報酬		243,596		217,923
未収運用受託報酬	*3	1,188,270	*3	1,245,852
未収収益	*3	116,607	*3	145,079
前払費用		29,479		26,714
仮払金		7,674		5,578
繰延税金資産		85,672		62,739
流動資産計		7,382,557		8,916,383
固定資産				
有形固定資産				
建物	*1	28,037		-
器具備品	*1	29,838	*1	3,546
リース資産	*1	2,295	*1	11,792
有形固定資産計		60,171		15,338
無形固定資産				
ソフトウェア	*2	17,155	*2	8,614
ソフトウェア仮勘定		-		19,067
電話加入権		228		228
無形固定資産計		17,383		27,910
投資その他の資産				
投資有価証券		1,396,661		108,443
長期差入保証金		136,531		154,229
長期前払費用		-		7,285
預託金		75		75
繰延税金資産		76,375		83,812
投資その他の資産計		1,609,642		353,845
固定資産計		1,687,197		397,095
資産合計		9,069,755		9,313,478
負債の部				
流動負債				
未払金		39,014		64,115
未払費用	*3	1,194,179	*3	1,209,115
リース債務		850		3,557
預り金		6,400		112,311
仮受金		14,610		9,640
未払法人税等		116,318		34,722
未払消費税等		17,883		2,424
賞与引当金		114,784		137,301
資産除去債務		57,416		-
流動負債計		1,561,458		1,573,190
固定負債				
リース債務		1,559		8,955
退職給付引当金		161,388		200,142
役員退職慰労引当金		31,734		38,819
固定負債計		194,682		247,918
負債合計		1,756,140		1,821,108
純資産の部				
株主資本				
資本金		795,000		795,000
資本剰余金				
資本準備金		695,000		695,000
資本剰余金合計		695,000		695,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		5,806,022		5,996,721
利益剰余金合計		5,806,022		5,996,721

株主資本合計	7,296,022	7,486,721
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,591	5,649
評価・換算差額等合計	17,591	5,649
純資産合計	7,313,614	7,492,370
負債・純資産合計	9,069,755	9,313,478

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,993,552	2,654,377
運用受託報酬	*1 4,327,591	*1 4,650,950
その他営業収益	*1 199,981	*1 239,316
営業収益計	7,521,125	7,544,643
営業費用		
支払手数料	918,628	857,205
広告宣伝費	104,751	119,662
調査費	*1 3,675,142	*1 3,818,260
委託計算費	38,150	34,107
通信費	11,370	19,175
印刷費	18,143	24,118
協会費	7,438	7,944
その他の営業雑経費	6,642	9,096
営業費用計	4,780,269	4,889,572
一般管理費		
役員報酬	51,675	51,587
給与・手当	865,273	923,442
賞与引当金繰入額	458,461	488,748
退職給付費用	70,821	72,384
役員退職慰労引当金繰入額	7,568	7,084
退職金	9,709	2,640
交際費	5,129	3,439
旅費交通費	69,416	56,674
租税公課	15,539	14,623
不動産賃借料	125,614	193,934
固定資産減価償却費	73,817	42,746
諸経費	202,009	321,556
一般管理費計	1,955,038	2,178,862
営業利益	785,817	476,208
営業外収益		
受取利息	343	196
受取配当金	-	6,109
為替差益	11,454	-
投資有価証券売却益	-	4,027
その他	578	149
営業外収益計	12,376	10,483
営業外費用		
為替差損	-	22,327
投資有価証券売却損	16,009	-
支払利息	-	209
その他	-	22
営業外費用計	16,009	22,558
経常利益	782,185	464,133
特別損失		
固定資産除却損	*2 1,282	*2 23,182
資産除去債務会計基準適用に伴う影響額	38,858	-
特別損失計	40,140	23,182
税引前当期純利益	742,044	440,951
法人税、住民税及び事業税	368,267	226,152

法人税等調整額	34,047	24,100
法人税等合計	334,220	250,252
当期純利益	407,824	190,698

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	795,000	795,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	695,000	695,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	695,000	695,000
資本剰余金合計		
当期首残高	695,000	695,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,398,198	5,806,022
当期変動額		
当期純利益	407,824	190,698
当期変動額合計	407,824	190,698
当期末残高	5,806,022	5,996,721
利益剰余金合計		
当期首残高	5,398,198	5,806,022
当期変動額		
当期純利益	407,824	190,698
当期変動額合計	407,824	190,698
当期末残高	5,806,022	5,996,721
株主資本合計		
当期首残高	6,888,198	7,296,022
当期変動額		
当期純利益	407,824	190,698
当期変動額合計	407,824	190,698
当期末残高	7,296,022	7,486,721
評価・換算差額等		
当期首残高	10,510	17,591
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28,102	11,942
当期変動額合計	28,102	11,942
当期末残高	17,591	5,649
純資産合計		
当期首残高	6,877,687	7,313,614
当期変動額		
当期純利益	407,824	190,698
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28,102	11,942
当期変動額合計	435,926	178,755
当期末残高	7,313,614	7,492,370

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 3年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込み額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

将来の役員退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	101,244千円	-
器具備品	90,324千円	12,073千円
リース資産	1,755千円	4,813千円

*2 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
ソフトウェア	29,245千円	30,575千円

*3 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未収運用受託報酬	257,143千円	219,846千円
未収収益	3,636千円	4,399千円
未払費用	4,885千円	2,993千円

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
運用受託報酬	1,876,725千円	1,106,332千円
その他営業収益	14,298千円	19,090千円
調査費	26,245千円	15,819千円

*2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
器具備品	1,282千円	22,541千円
ソフトウェア	-	640千円
計	1,282千円	23,182千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-	-	15,900 株

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-	-	15,900 株

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

コピー機

(2) リース資産の減価償却方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は投資信託及び投資助言業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益の管理はきわめて重要であると認識しております。

事業推進目的のために自社設定の投資信託への投資を行っており、これらの運用方針につきましては取締役会へ報告を行い、管理しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の市場リスクについては、時価を定期的に把握することで管理を行っております。為替リスクについては、一定限度を超える預金残高について円転を行う等により管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,711,256	5,711,256	-
(2)未収委託者報酬	243,596	243,596	-
(3)未収運用受託報酬	1,188,270	1,188,270	-
(4)未収収益	116,607	116,607	-
(5)長期差入保証金	136,531	136,531	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	1,396,661	1,396,661	-
資産計	8,792,923	8,792,923	-
(1)未払費用	1,194,179	1,194,179	-
負債計	1,194,179	1,194,179	-

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,212,496	7,212,496	-
(2)未収委託者報酬	217,923	217,923	-
(3)未収運用受託報酬	1,245,852	1,245,852	-
(4)未収収益	145,079	145,079	-
(5)長期差入保証金	154,229	96,431	57,798
(6)投資有価証券 その他の有価証券	108,443	108,443	-
資産計	9,084,024	9,026,226	57,798
(1)未払費用	1,209,115	1,209,115	-
負債計	1,209,115	1,209,115	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金については、返還予定時期に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローをその期間に応じた無リスクの利率で割り引いた現在価値によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

負債

(1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	5,711,256	-	-	-
未収委託者報酬	243,596	-	-	-
未収運用受託報酬	1,188,270	-	-	-
未収収益	116,607	-	-	-
長期差入保証金	136,531	-	-	-
合計	7,396,262	-	-	-

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,212,496	-	-	-
未収委託者報酬	217,923	-	-	-
未収運用受託報酬	1,245,852	-	-	-
未収収益	145,079	-	-	-
長期差入保証金	-	-	154,229	-
合計	8,821,351	-	154,229	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,396,661	1,367,000	29,661
	小計	1,396,661	1,367,000	29,661
合計		1,396,661	1,367,000	29,661

当事業年度（平成24年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	108,443	99,330	9,112
	小計	108,443	99,330	9,112
合計		108,443	99,330	9,112

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
投資信託受益証券	382,288	-	16,009

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
投資信託受益証券	1,374,748	17,036	13,008

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の従業員は、退職一時金制度と平成18年12月1日より新たに設けました企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度に加入しております。当該従業員に係る退職給付費用を当社は負担しており、当該負担額を費用処理しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
退職給付債務	161,388千円	200,142千円
年金資産	-	-
退職給付引当金	161,388千円	200,142千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
勤務費用	49,731千円	49,224千円
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	21,090千円	23,160千円
退職給付費用	70,821千円	72,384千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は従業員が300人未満のため、在籍者の期末要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

（ストックオプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	5,187千円	6,655千円
未払事業税	5,901 "	2,912 "
未払地方法人特別税	4,515 "	983 "
賞与引当金	46,706 "	52,188 "
資産除去債務	23,363 "	-
退職給付引当金	65,669 "	71,330 "
役員退職慰労引当金	12,913 "	13,835 "
減価償却超過額	12,542 "	-
敷金償却	-	2,110 "
繰延税金資産計	176,796千円	150,016千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	2,680千円	-
投資有価証券	12,069 "	3,463千円
繰延税金負債計	14,749千円	3,463千円
繰延税金資産の純額	162,047千円	146,552千円

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	% 40.7	% 40.7

(調整)		
住民税均等割	0.3	0.5
役員賞与	3.7	10.5
交際費否認	0.3	0.3
税率変更による		
期末繰延税金資産の減額修正	-	3.8
その他	-	1.0
税効果適用後の法人税等の負担率	45.0	56.8

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率の変更により、繰延税金資産の純額は16,545千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額は16,790千円増加し、その他有価証券評価差額金は244千円増加しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は定期建物賃貸契約に基づき使用するオフィスについて、退去時における原状回復義務を負っているため資産除去債務を計上しておりました。

契約の期間は平成19年1月1日から平成23年12月31日までの5年間でしたが、平成23年7月に本社移転を予定していたため、資産除去債務の見積もりにあたり、使用見込期間を55ヶ月、割引率は1.2%を採用しておりました。当事業年度において、本社の移転を実施したため、オフィスの退去を行いました。

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
期首残高	56,732千円	57,416千円
時の経過による調整額	684千円	172千円
資産除去債務の履行による減少額		57,558千円
期末残高	57,416千円	-

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,993,552	4,327,591	199,981	7,521,125

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
3,971,533	1,905,672	1,636,030	7,889	7,521,125

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	1,483,324	投資運用業
BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	1,891,024	投資運用業

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,654,377	4,650,950	239,316	7,544,643

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
3,637,140	1,134,300	2,770,070	3,132	7,544,643

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	2,573,659	投資運用業
BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	1,125,422	投資運用業

（関連当事者との取引）

（1）親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン	\$121.43	資産運用 業務	(被所有) 間接100%	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の 収入(注1)	1,876,725	未収運用 受託報酬	257,143

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNYメロン・ アセット・マネジメント・ インターナショナル・ ホールディングス・ リミテッド	英国 ロンドン	\$121.43	資産運用 業務	(被所有) 間接100%	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の 収入(注1)	1,106,332	未収運用 受託報酬	219,846

(2) 兄弟会社等

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 西インド 諸島 ケイマン 諸島	\$31.30	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の 収入(注1)	1,483,324	未収運用 受託報酬	528,073
親会社 の子会社	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	\$248.00	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	375,453	未払費用	179,623
親会社 の子会社	メロン・キャピタル・ マネジメント・ コーポレーション	米国 サンフラン シスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	1,108,492	未払費用	285,100
親会社 の子会社	スタンディッシュ・ メロン・アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 ボストン	\$287.45	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	537,293	未払費用	191,988
親会社 の子会社	ニューヨーク メロン銀行 東京支店	日本 東京	\$1,135.00	商業銀行	なし	預金	-	-	預金	3,726,456
親会社 の子会社	ウォルター・スコット アンド パートナーズ・ リミテッド	英国 エジンバラ	0.02	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	346,857	未払費用	177,781

当事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 西インド 諸島 ケイマン 諸島	\$31.30	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の 収入(注1)	2,572,159	未収運用 受託報酬	630,807
親会社 の子会社	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	\$248.00	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	374,105	未払費用	163,500
親会社 の子会社	メロン・キャピタル・ マネジメント・ コーポレーション	米国 サンフラン シスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	1,005,209	未払費用	234,345
親会社 の子会社	スタンディッシュ・ メロン・アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 ボストン	\$287.45	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	1,030,408	未払費用	274,006
親会社 の子会社	ニューヨーク メロン銀行 東京支店	日本 東京	\$1,135.00	商業銀行	なし	預金 差入保証金	-	-	預金 差入保証金	4,789,291 154,229
親会社 の子会社	ウォルター・スコット アンド パートナーズ・ リミテッド	英国 エジンバラ	0.02	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	357,941	未払費用	177,791

1. 関連当事者との取引

(注1)独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

2. 親会社に関する注記

BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	459,975円75銭	471,218円26銭
1株当たり当期純利益金額	25,649円31銭	11,993円62銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記述していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
当期純利益(千円)	407,824	190,698
普通株式に係る当期純利益(千円)	407,824	190,698
期中平均株式数	15,900	15,900

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(中間財務諸表)

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		7,386,118
未収委託者報酬		241,802
未収運用受託報酬		1,507,062
未収収益		84,336
前払費用		29,604
仮払金		3,505
繰延税金資産		183,458
流動資産計		9,435,887
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	*1	3,057
リース資産	*1	10,075
有形固定資産計		13,133
無形固定資産		
ソフトウェア	*2	5,916
ソフトウェア仮勘定		57,465
電話加入権		228
無形固定資産計		63,610
投資その他の資産		
投資有価証券		103,380
長期差入保証金		151,268
長期前払費用		34,532
預託金		75
繰延税金資産		97,560
投資その他の資産計		386,815
固定資産計		463,560
資産合計		9,899,448
負債の部		
流動負債		
未払金		94,155
未払費用		1,380,459
預り金		10,065
未払配当金		4,999,993
未払法人税等		169,539
未払消費税等	*3	6,683
仮受金		28,889
賞与引当金		427,065
リース債務		3,586
流動負債計		7,120,437
固定負債		
役員退職慰労引当金		42,857
退職給付引当金		227,203
リース債務		7,155
固定負債計		277,216
負債合計		7,397,653
純資産の部		
株主資本		
資本金		795,000
資本剰余金		
資本準備金		695,000
資本剰余金計		695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	1,008,769
利益剰余金計	1,008,769
株主資本計	2,498,769
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	3,024
評価・換算差額等計	3,024
純資産合計	2,501,794
負債・純資産合計	9,899,448

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		1,185,879
運用受託報酬		2,605,339
その他営業収益		117,258
営業収益計		3,908,477
営業費用		2,663,567
営業費用計		2,663,567
一般管理費	*1	1,180,497
営業利益		64,412
営業外収益		3,981
営業外費用		12,043
経常利益		56,350
税引前中間純利益		56,350
法人税、住民税及び事業税		177,163
法人税等調整額		132,855
中間純利益		12,042

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高		795,000
当中間期末残高		795,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		695,000
当中間期末残高		695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		5,996,721
当中間期変動額		
剰余金の配当		4,999,993
中間純利益		12,042
当中間期変動額合計		4,987,951
当中間期末残高		1,008,769

株主資本合計	
当期首残高	7,486,721
当中間期変動額	
剰余金の配当	4,999,993
中間純利益	12,042
当中間期変動額合計	4,987,951
当中間期末残高	2,498,769
評価・換算差額等	
当期首残高	5,649
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額	2,624
当中間期変動額合計	2,624
当中間期末残高	3,024
純資産合計	
当期首残高	7,492,370
当中間期変動額	
剰余金の配当	4,999,993
中間純利益	12,042
株主資本以外の項目の当期変動額	2,624
当中間期変動額合計	4,990,575
当中間期末残高	2,501,794

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期 別	当中間会計期間 (自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日)
項 目	
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 器具備品 3年～20年 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 (4) 長期前払費用 定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 将来の役員退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当中間会計期間未要支給額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間に費用としております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)						
<p>*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="395 862 774 929"> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">12,562千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">6,530千円</td> </tr> </table> <p>*2. 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="395 974 790 1008"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">33,273千円</td> </tr> </table> <p>*3. 消費税等の取り扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。</p>	器具備品	12,562千円	リース資産	6,530千円	ソフトウェア	33,273千円
器具備品	12,562千円					
リース資産	6,530千円					
ソフトウェア	33,273千円					

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日)				
<p>*1. 減価償却実施額は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="395 1355 790 1422"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,205千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,697千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	2,205千円	無形固定資産	2,697千円
有形固定資産	2,205千円			
無形固定資産	2,697千円			

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間

(自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式 普通株式	15,900	-	-	15,900

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年8月20日 臨時株主総会	普通株式	4,999,993	314,465	平成24年3月31日	平成24年8月20日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間 （自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日）
1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 コピー機 (2) リース資産の減価償却方法 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	7,386,118	7,386,118	-
(2) 未収委託者報酬	241,802	241,802	-
(3) 未収運用受託報酬	1,507,062	1,507,062	-
(4) 未収収益	84,336	84,336	-
(5) 長期差入保証金	151,268	98,972	52,296
(6) 投資有価証券 その他の有価証券	103,380	103,380	-
資産計	9,473,968	9,421,672	52,296
(1) 未払費用	1,380,459	1,380,459	-
負債計	1,380,459	1,380,459	-

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金については、返還予定時期に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローをその期間に応じた無リスクの利率で割り引いた現在価値によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区 分	種類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差 額
-----	----	------	----------------	-----

貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	65,709	71,840	6,130
	小計	65,709	71,840	6,130
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	32,791	31,539	1,251
	小計	32,791	31,539	1,251
合計		98,500	103,380	4,879

（デリバティブ取引関係）
該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）
該当事項はありません。

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（企業結合等関係）
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）
セグメント情報
当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）
当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	1,185,879	2,605,339	117,258	3,908,477

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
1,690,993	393,838	1,817,070	6,574	3,908,477

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	1,719,939	投資運用業
B N Yメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド	389,489	投資運用業

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日)	
1株当たり純資産額	157,345.56円
1株当たり中間純利益金額	757.37円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益(千円)	12,042
普通株式に係る中間純利益(千円)	12,042
普通株式に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	15,900

(重要な後発事項)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（平成24年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成24年9月末現在）

資本構成：株式会社りそな銀行33.33%、

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社66.66%

業務の内容：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
1	いちよし証券株式会社	14,577百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
2	S M B C日興証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
3	フィデリティ証券株式会社	5,207百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

4	P W M日本証券株式会社	3,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
5	楽天証券株式会社	7,495百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
6	株式会社S B I証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
7	高木証券株式会社	11,069百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

高木証券株式会社は、平成24年3月1日以降、募集・販売の取扱いを行っておりません。

(3) 投資顧問会社

名称：スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

資本金の額：33,417百万米ドル（平成23年12月末現在）

同社はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社であり、資本金の額を開示していないため、上記の資本金の額はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの資本金の額を記載しております。

事業の内容：有価証券等にかかる投資運用業務を営んでおります。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集、販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務等を行います。
- (3) 投資顧問会社：委託会社からの委託を受け、「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」の運用を指図します。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間における、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる提出書類は、以下のとおりです。

提出年月日	書類名
平成24年 5月21日	臨時報告書
平成24年 6月20日	臨時報告書
平成24年 7月19日	臨時報告書
平成24年 8月17日	有価証券報告書
平成24年 8月17日	有価証券届出書
平成24年 8月22日	臨時報告書
平成24年 9月20日	臨時報告書
平成24年10月19日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年1月16日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているメロン世界新興国ソブリン・ファンドの平成24年5月18日から平成24年11月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メロン世界新興国ソブリン・ファンドの平成24年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月4日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月26日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成24年9月30日現在の財務状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

